

確定拠出年金制度における 現状と課題について

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

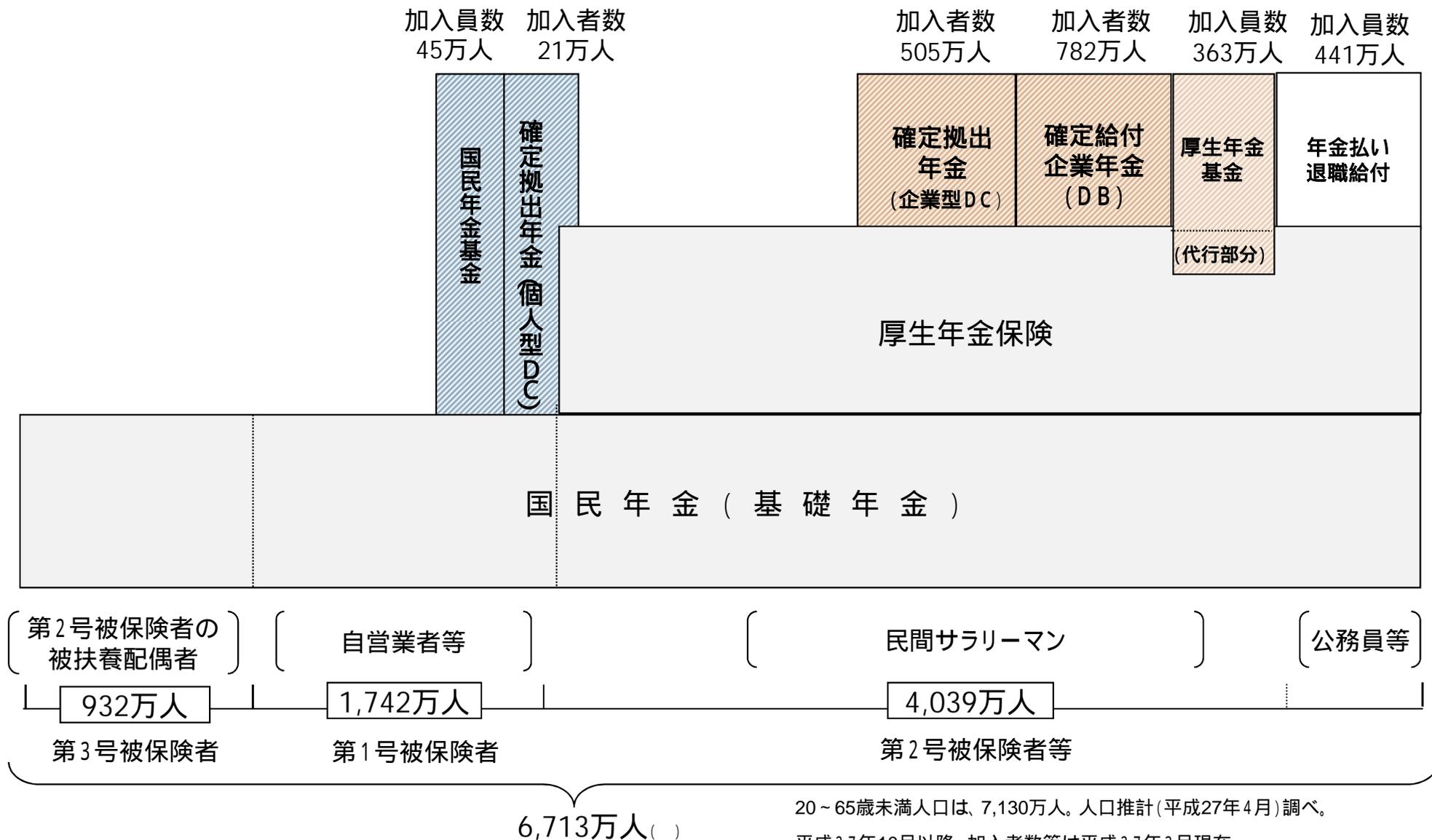
平成28年11月

1 . 現状と課題

現状における年金制度の体系

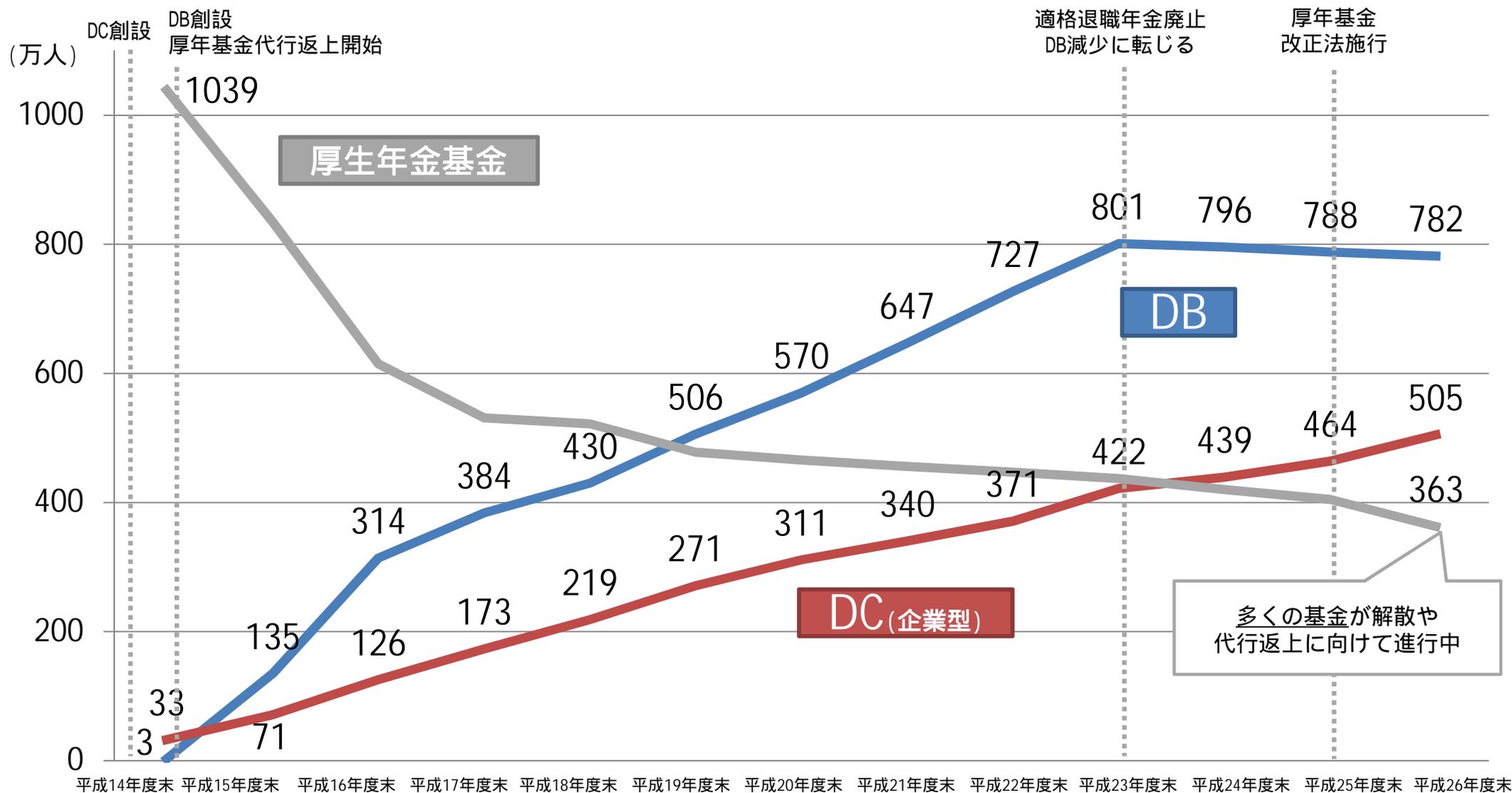
20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金制度等に加入している者の割合は24.9%
 厚生年金被保険者に占める企業年金加入者の割合については、34.0%

複数の制度に重複して加入している加入者数を控除して算出。



20～65歳未満人口は、7,130万人。人口推計(平成27年4月)調べ。
 平成27年10月以降。加入者数等は平成27年3月現在。

企業年金加入者の推移



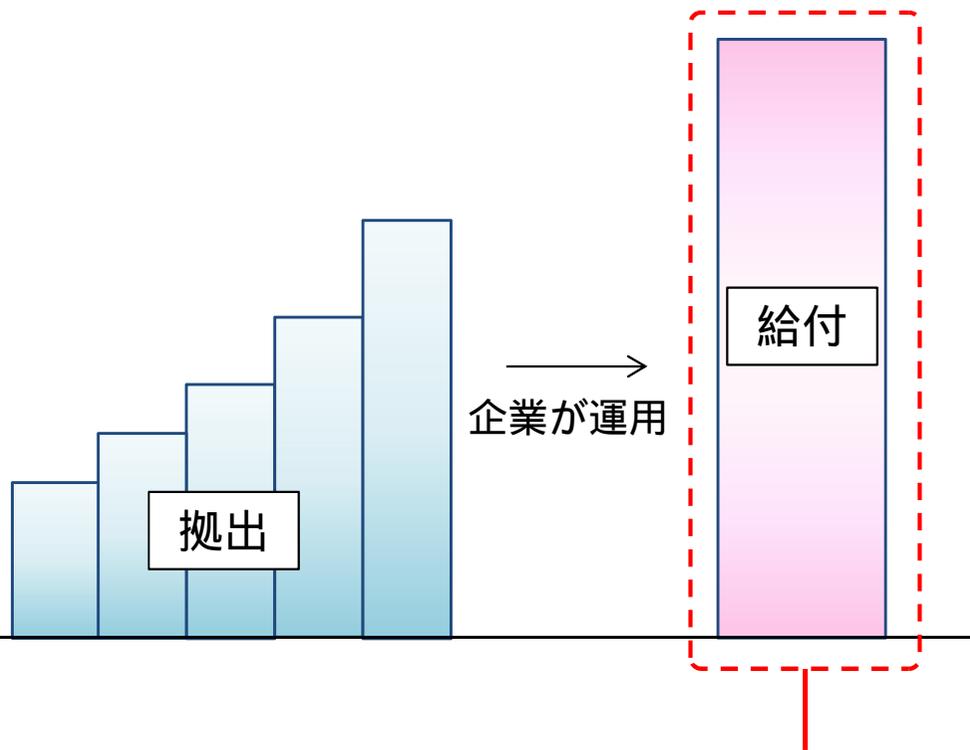
多くの基金が解散や代行返上に向けて進行中

平成14年度末 平成15年度末 平成16年度末 平成17年度末 平成18年度末 平成19年度末 平成20年度末 平成21年度末 平成22年度末 平成23年度末 平成24年度末 平成25年度末 平成26年度末
 (出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

確定給付企業年金 (DB) と確定拠出年金 (DC)

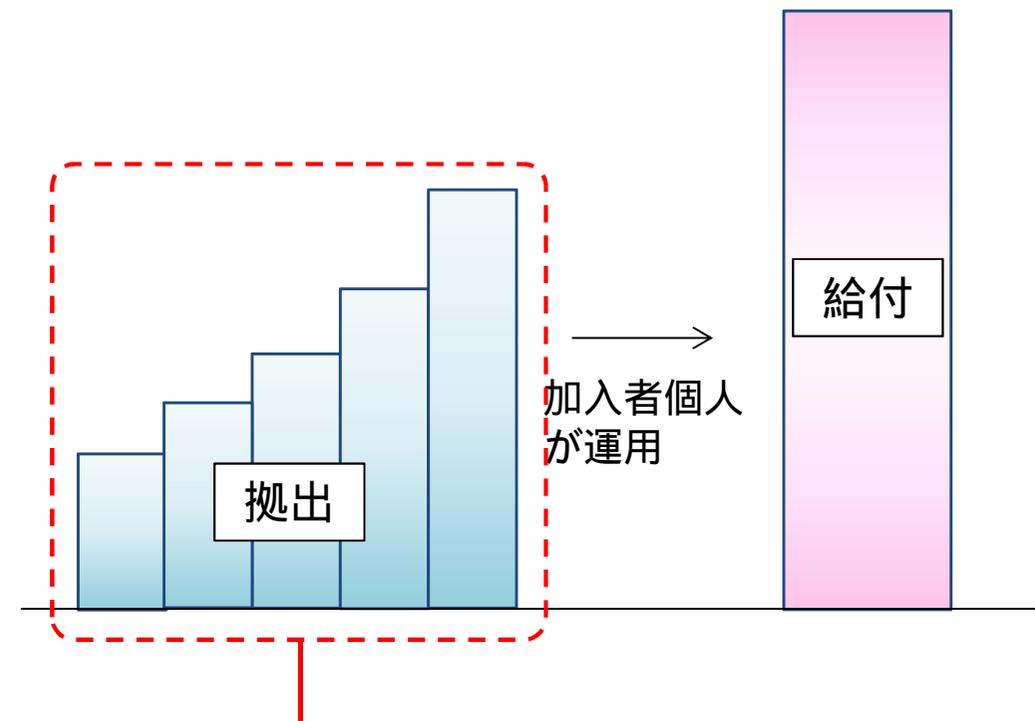
我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。
確定給付企業年金 (Defined Benefit。次頁以降「DB」という。) は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
確定拠出年金 (Defined Contribution。次頁以降「DC」という。) は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

確定給付企業年金 (DB)



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

確定拠出年金 (DC)



あらかじめ拠出額が決まっている

厚生年金基金制度の見直し

- 平成26年4月1日より、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行った。

【厚生年金基金制度見直しの内容】

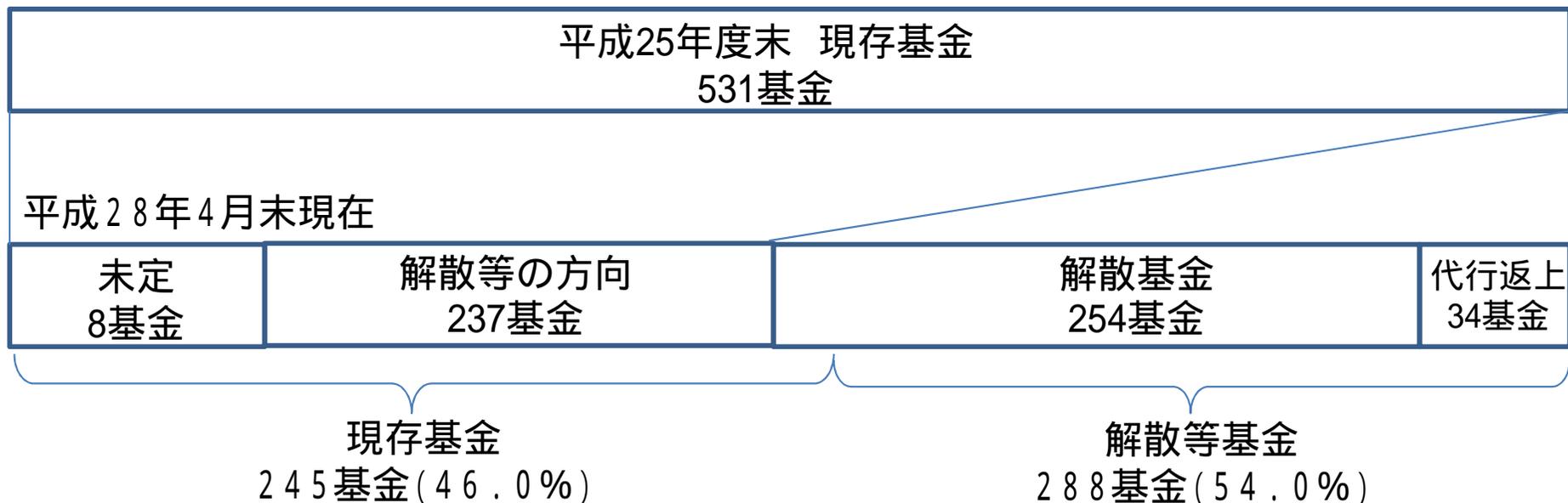
施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。

施行日から5年間の時限措置として、責任準備金相当額の納付期限を最長30年に猶予する、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時の特例を設ける。

上乘せ給付の受給権保全を図るため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行を支援する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）による見直し

< 厚生年金基金の状況 >



平成27年4月及び平成27年6月にそれぞれ1基金が分割設立していることから、合計基金数は合わない。

厚生年金基金制度の見直し

- ・ 平成26年4月1日より、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うこととしている。

【厚生年金基金制度見直しの内容】（平成26年4月1日より施行）

施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。

施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。

施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。

上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

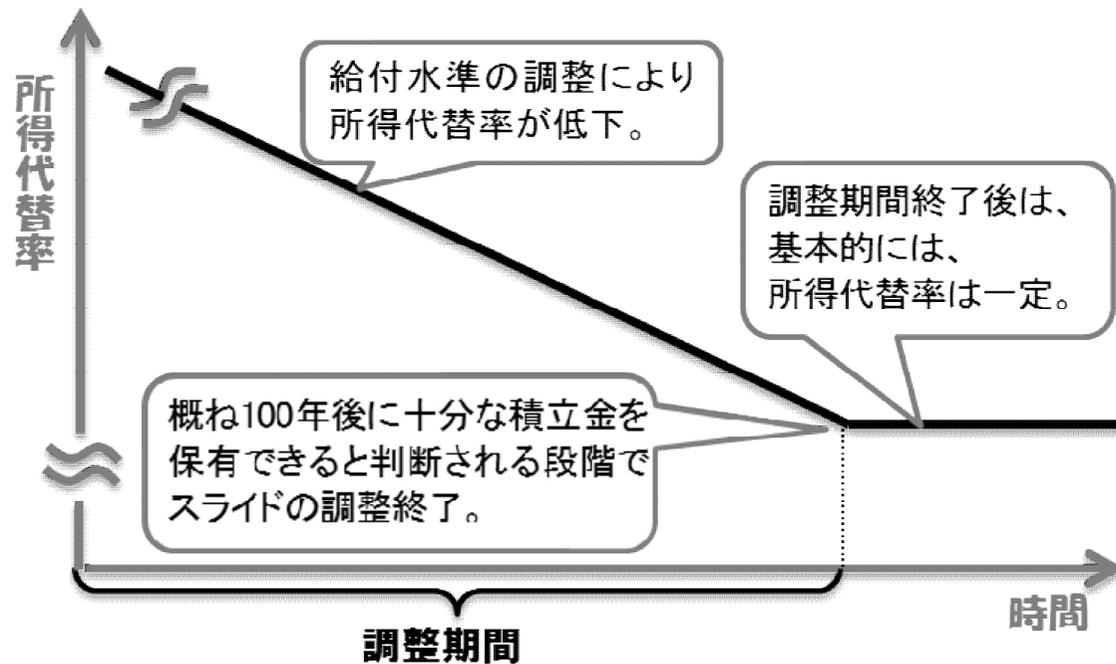
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）による見直し

企業年金を巡る近年の状況

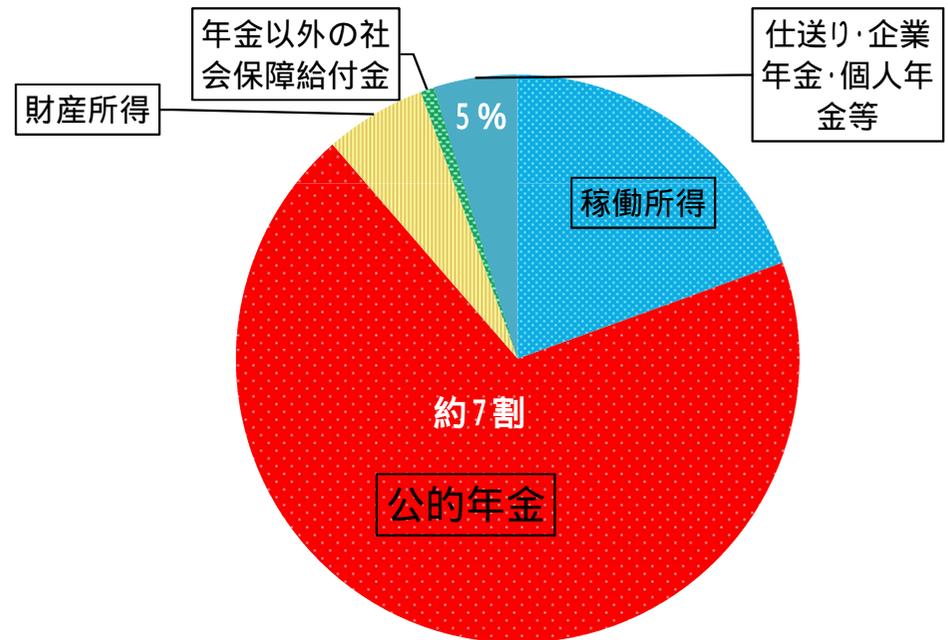
現在、公的年金に老後生活を頼る者が多いが、今後、公的年金の給付水準はスライドの自動調整により所得代替率が低下。

→ 老後の所得確保における上乘せ年金の重要性

<スライドの自動調整と所得代替率>



<高齢者世帯の所得の構成>



(出典)厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査の概況」

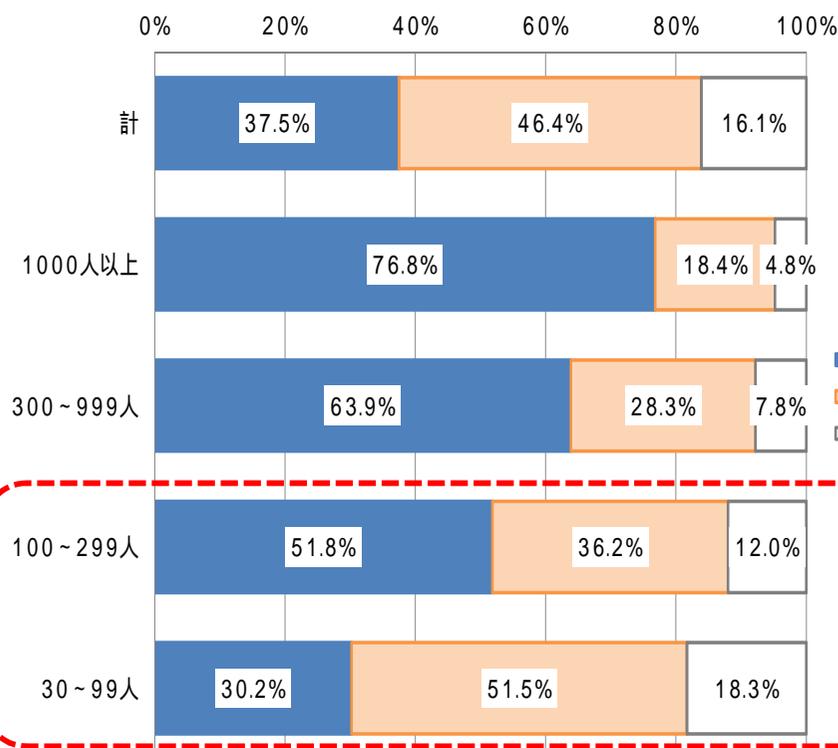
企業年金を巡る近年の状況

近年、企業年金を実施する企業の割合は低下。

年金がある企業(2008年 2013年):37.5% 25.8%(11.7%ポイント)、一時金だけの企業46.4% 49.7%(+3.3%ポイント)

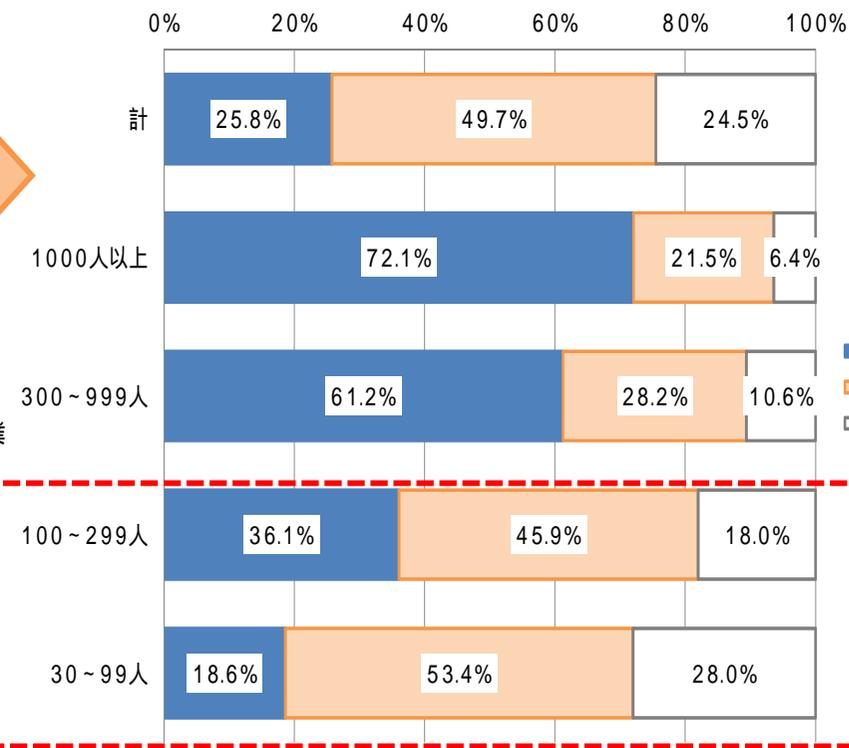
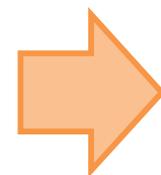
従業員規模別にみると、300人以上の企業においては数%ポイント程度の低下にとどまるが、299人以下の中小企業においては10%ポイントを超える低下となっており、中小企業における減少が大きい。

退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2008年)



(出所)厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」

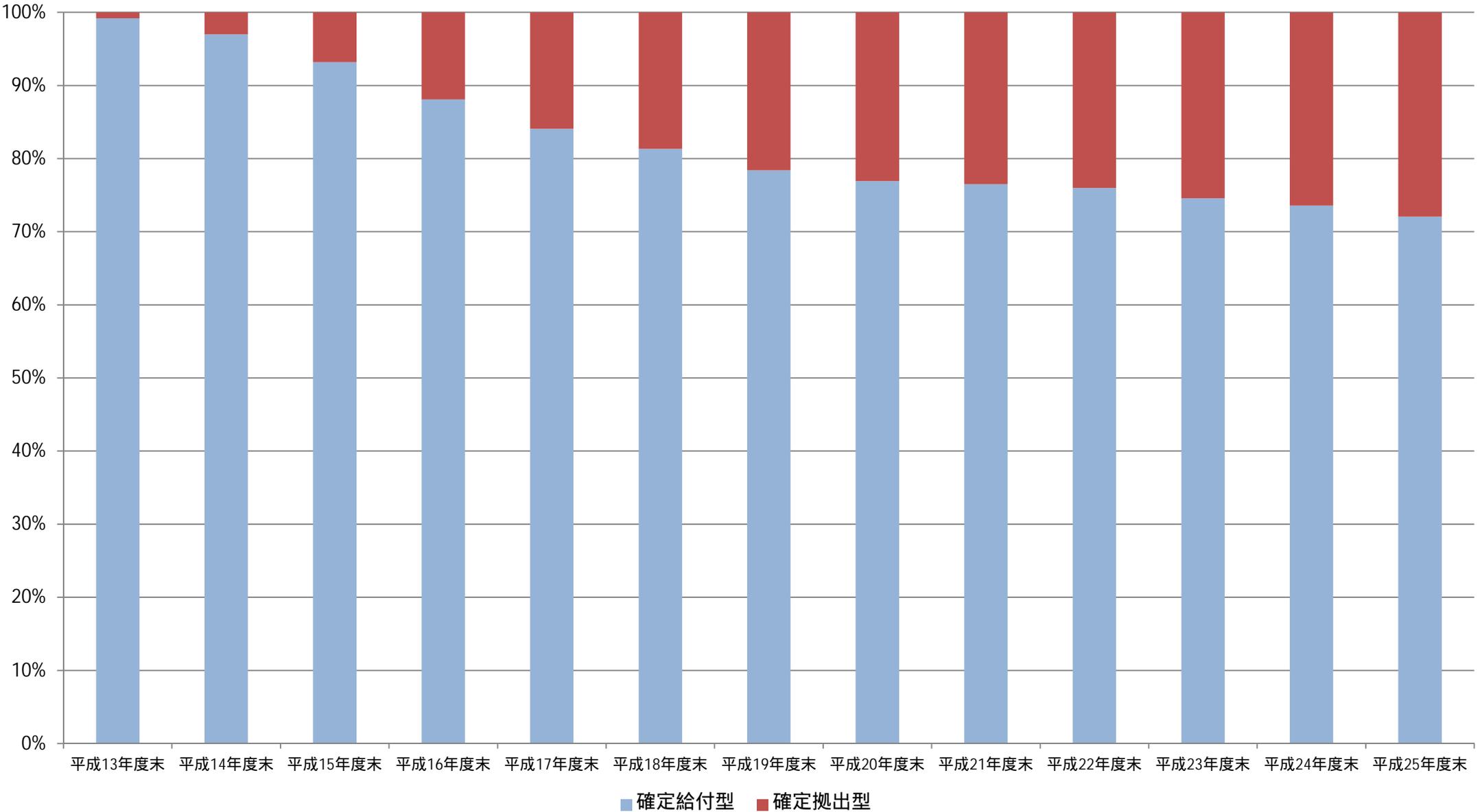
退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2013年)



(出所)厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

企業年金を巡る近年の状況

〈確定給付型と確定拠出型の加入者数の割合の推移〉



() 確定給付型は厚生年金基金と確定給付企業年金の加入者数の合計、確定拠出型は確定拠出年金の加入者数

企業年金を巡る近年の状況

OECD諸国において、確定給付(DB)型年金から確定拠出(DC)型年金へのシフトが進みつつある。

OECD加盟国におけるDC型・DB型(ハイブリッド型を含む)の10年間の資産割合の変化

OECD加盟国名	確定拠出(DC)型		確定給付(DB)型(ハイブリッド型を含む)		
	2011年 ←	2001年	2011年 ←	2001年	
DCのみ実施 (5カ国)	Czech Republic	100.0	100.0	0.0	0.0
	Estonia	100.0	100.0	0.0	0.0
	Hungary	100.0	100.0	0.0	0.0
	Poland	100.0	100.0	0.0	0.0
	Slovak Republic	100.0	100.0	0.0	0.0
DCにシフト (7カ国)	Denmark	94.0 (+4.7)	89.3	6.0(4.7)	10.7
	Italy	91.4 (+20.8)	70.6	8.6(20.8)	29.4
	New Zealand	75.8 (+5.8)	70.0	24.2(5.8)	30.0
	United States	39.4 (+6.6)	32.7	60.6(6.6)	67.3
	Israel	23.3 (+14.4)	8.9	76.7(14.4)	91.1
	Portugal	9.5 (+6.0)	3.4	90.5(6.0)	96.6
	Canada	3.0 (+0.5)	2.5	97.0(0.5)	97.5
DBにシフト (2カ国)	Mexico	84.6	100.0	15.4	0.0
	Spain	73.1	97.7	26.9	2.3
DBのみ実施 (3カ国)	Finland	0.0	0.0	100.0	100.0
	Norway	0.0	0.0	100.0	100.0
	Switzerland	0.0	0.0	100.0	100.0

2001年及び2011年のいずれか一方の数値しかない国、いずれの数値もない国は除外している。

2 . 企業年金部会での議論と 平成27年度税制改正

社会保障審議会・企業年金部会における検討課題(平成26年7月)

《課題設定の視点》

老後所得保障の柱である公的年金制度は中長期の給付水準調整を予定。また、働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要。

諸外国でも、公的年金制度の財政的課題や働き方の多様化に対応し、公的年金と私的年金とを組み合わせることで老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う流れ。

OECD等の統計では、一定以上の加入率がある私的年金制度はいわば公的年金に準ずる所得保障の制度として、その両者を合わせた形で制度的な保障の水準が示されている。

我が国の企業年金等については、こうした視点をベースに、企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の見直し等を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応すべく、全体的な見直しを行う時期。

企業年金2法(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)の成立から10年以上が経過し、当時とは社会経済情勢や企業の労使を取り巻く状況が大きく変化。



《検討課題》

企業年金等の普及・拡大

①一般企業向けの取組

DB・DC制度間のイコールフットィングの確保等

②中小企業向けの取組

中小企業の負担を軽減した新たな仕組み等

ニーズの多様化への対応

①柔軟で弾力的な制度設計

DB・DC両制度の特徴を併有する制度設計等

②ライフコースの多様化への対応

ポータビリティの拡充、個人型DCの適用範囲等

ガバナンスの確保

その他

①現行制度の改善

個々人のニーズ等を踏まえた適切なDCの運用資産選択に資する措置等

②公的年金制度や税制等との関係

大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大及び企業年金等のポータビリティの拡充等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

措置の概要

確定拠出年金をはじめとする企業年金制度等は、公的年金を補完する老後の所得確保の仕組みとして重要。国民の老後所得の充実を図るため、中小企業を中心に企業が企業年金をより実施しやすくするための仕組みや、働き方が多様化している中で個々人のライフコースに合わせて生涯を通じて老後に自ら備える仕組みの整備が必要。

個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入可能範囲の拡大

企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者(1)・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

なお、新規に加入可能となる個人型DCの拠出限度額については、以下の通りとする(2)。

- | | |
|--------------------------|----------|
| ・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合) | 年額24万円 |
| ・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合) | 年額14.4万円 |
| ・確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 | 年額14.4万円 |
| ・第3号被保険者 | 年額27.6万円 |

- 1 企業型DC加入者にとっては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。
- 2 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

企業年金等のポータビリティの拡充

就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、確定拠出年金(DC)から確定給付企業年金(DB)へのポータビリティ(年金資産の持ち運びを可能とすること)、及びDC・DBと中小企業退職金共済とのポータビリティ(事業再編による合併等を行った場合に限る。)を拡充。

確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化

月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

上記の措置を含めた企業年金制度等の見直しについては、企業年金部会における議論の整理等を踏まえ、関連法案の国会への提出を検討。

『社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)』(概要)

平成27年1月16日付け「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

企業年金等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

DB・・・確定給付企業年金、DC・・・確定拠出年金

1. 中小企業向けの取組

企業年金の普及・拡大を図る上で中小企業が取組みやすいことが重要であり、以下の対策を講じることが適当。

- ・受託保証型DBについて更なる普及・拡大のため、手続緩和等を促進。
- ・DCについて、企業年金連合会等における投資教育の共同実施、②中小企業が取組みやすい「簡易型DC」の創設、③企業年金を実施していない中小企業でも従業員への支援ができる「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設。

2. 柔軟で弾力的な給付設計

新しい『柔軟で弾力的な給付設計(DB・DC双方の特徴を有する給付設計)』については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資することから、諸外国の例を参考に、現場のニーズ等を踏まえつつ、検討。

- ()具体的には、例えば、DBについては、労使判断のもと、あらかじめ約束した給付に積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられるが、いずれにしても詳細な給付設計を検討した上で、改めて審議会で議論することとされた。

3. ライフコースの多様化への対応

労働の多様化が進む中、生涯にわたり継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCの適用範囲を第3号被保険者、企業年金・公務員共済等加入者に拡大することを検討すべき。

制度(DB、DC、中小企業退職金共済制度等)間のポータビリティについて、現場のニーズを踏まえた上で、拡充すべき。

4. 確定拠出年金の運用改善の促進

DCの運用について、運用自体を困難に感じている者も一定数いることを等を踏まえ、以下の対策を講ずる必要。

- ・加入者の投資知識等の向上を図るため、継続投資教育の努力義務化等の措置を講ずるべき。
- ・加入者が選択しやすい環境を構築するため、運用商品提供数を一定範囲内に抑制する措置を検討するとともに、より実効性のある運用商品除外規定の整備を行うべき。
- ・長期の年金運用として適切な運用方法を促進するため、商品提供について、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品を3つ以上提供するよう、その趣旨を法律において明確化すること等を行うべき。
- ・「あらかじめ定められた運用方法」の規定の法律上の整備等を行う必要がある。

5 . 企業年金のガバナンス

DBについては、制度を適切に運営するための体制整備(企業年金のガバナンス)が必要であり、以下の対策を講じるべき。

- ・資産運用ルールについて、厚年基金のルールを参考に一定の見直しを行う。
- ・加入者への情報開示について、少なくとも運用の基本方針の全文開示や年1回以上の資産運用利回りの開示等を行う。

6 . その他

DCの拠出規制の年単位化や規制改革実施計画における手続緩和等について可能な限り速やかに実現すべき。

DBの拠出弾力化についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、今回の制度見直しの実施時期とあわせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべき。

関係機関と協力して個人型DCの広報の充実を図るべき。

企業年金の普及・拡大に向けた今後の検討課題

企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については、様々な意見があったところであり、今後も引き続き議論を行っていく必要がある。

企業年金制度等に関する税制のあり方については、諸外国の私的年金の課税関係を見ても、運用時課税は少数であることを踏まえれば、積立金に対する特別法人税は早期に撤廃すべき。その際、拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方も併せて議論を行う必要があるとともに、給付時の課税関係について、退職所得控除など退職一時金税制との関係を踏まえつつ、給付方法によって公平性が損なわれることのないような制度設計とすべき。

3 . D C 法等の改正

確定拠出年金法等の一部を改正する法律

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

概要

DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 は平成27年度税制改正関係

1 企業年金の普及・拡大

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。

中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。

DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2 ライフコースの多様化への対応

個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（ ）、公務員等共済加入者も加入可能とする。企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3 DCの運用の改善

運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。

あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4 その他

- 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

施行期日

- 2、4は、平成29年1月1日（1 は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- 1、2、3は、公布の日から2年以内で政令で定める日

企業年金の普及・拡大

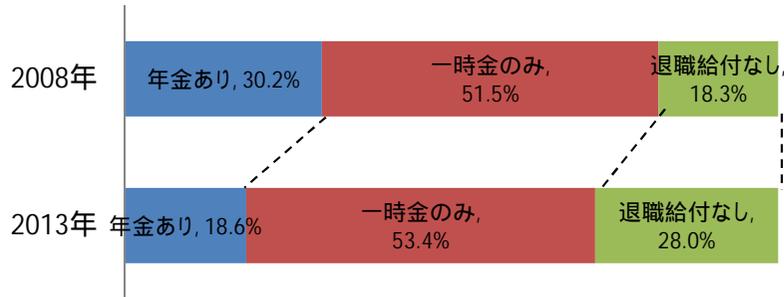
企業年金の普及・拡大を図るため、「簡易型DC」や「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設、DCの掛金単位の年単位化等の措置を講ずる。

その他、企業年金連合会における投資教育の共同実施や事務手続の緩和等も併せて実施。

中小企業向けの取組

- ・ 中小企業における企業年金実施割合は低下傾向。

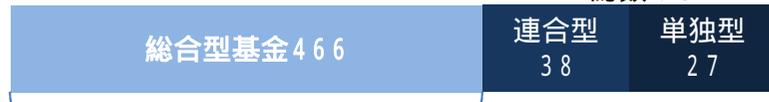
< 企業規模30～99人の企業における退職給付の実施状況 >



- ・ 厚生年金基金制度の見直しで中小企業の受皿が必要。

< 厚生年金基金の設立形態別基金数（平成25年度末時点） >

総数：531



8割が中小企業

DCの掛金単位の年単位化

- ・ 企業型DCの掛金は、月単位で規制（月5.5万円）。
- ・ 前月に拠出限度額の使い残しがあった場合でも、翌月に繰り越して掛金を拠出できない。

前月に4万円拠出した場合、その翌月に前月の余りの拠出限度額分（1.5万円）と、その月の拠出限度額分（5.5万円）を併せて7万円拠出するのは不可。

従業員数100人以下の企業を対象に以下の対策等を実施。

『簡易型DC』：設立時書類を簡素化（ ）し、行政手続を金融機関に委託可。

「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略。

『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』：個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出を可能とする。

国民年金基金連合会（個人型DC実施機関）



【小規模事業主掛金納付制度】
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出。

柔軟な拠出を可能とするため、拠出の規制単位を年単位（月5.5万円 年66万円）とする。

年66万円の範囲内で、賞与時に使い残し分の一括拠出等が可能。

個人型DCの加入可能範囲の拡大

労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者を加入可能とする。

企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

個人型DC

拠出限度額
年額81.6万円
(月額6.8万円)
国民年金基金
との合算枠
[現行と同じ]

拠出限度額
年額27.6万円
(月額2.3万円)

拠出限度額
年額27.6万円
(月額2.3万円)
[現行と同じ]

拠出限度額
年額24.0万円
(月額2.0万円)
1

2

拠出限度額
年額14.4万円
(月額1.2万円)

企業型DC
拠出限度額
年額33万円
(月額2.75万円)

確定給付型年金

(厚生年金基金
確定給付企業年金
私学共済など)

企業型DC
拠出限度額
年額66万円
(月額5.5万円)

確定給付型年金
(厚生年金基金
確定給付企業年金
私学共済など)
拠出限度額なし

拠出限度額なし

年金払い
退職給付
保険料率上限
1.5% (法定)

新たに加入可能となる者

国民年金基金
個人型DCとの
重複加入可

厚生年金保険

基礎年金

国民年金
(第1号被保険者)

国民年金
(第3号被保険者)

国民年金
(第2号被保険者)

公務員
[被用者年金一元化後]

1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合限り、個人型DCへの加入を認める。

2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合限り、個人型DCへの加入を認める。

年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充

制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例:DB→DC)の資産移換を可能とするもの。

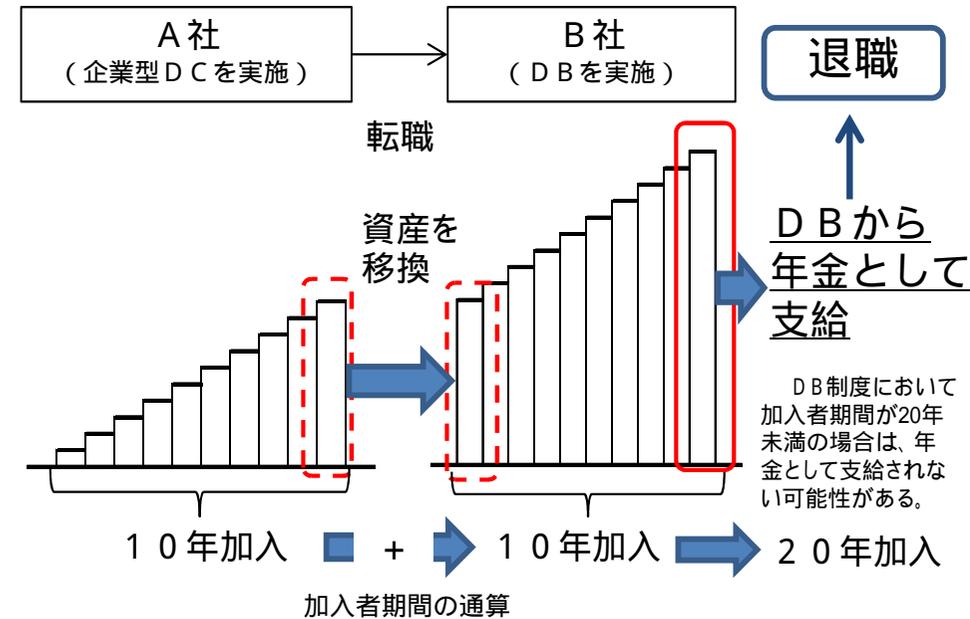
例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。

制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

<ポータビリティ拡充の全体像>

	移換先の制度			
	DB	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済
多 換 前 に 加 入 し て い た 制 度	DB	(1)	(1)	× (3)
	企業型DC	×		×
	個人型DC	×		×
	中小企業退職金共済	(2) (2+3)	×	×

ポータビリティの拡充による利点
企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



- 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

(1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。
 (2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。
 (3) 合併等の場合に限って措置。

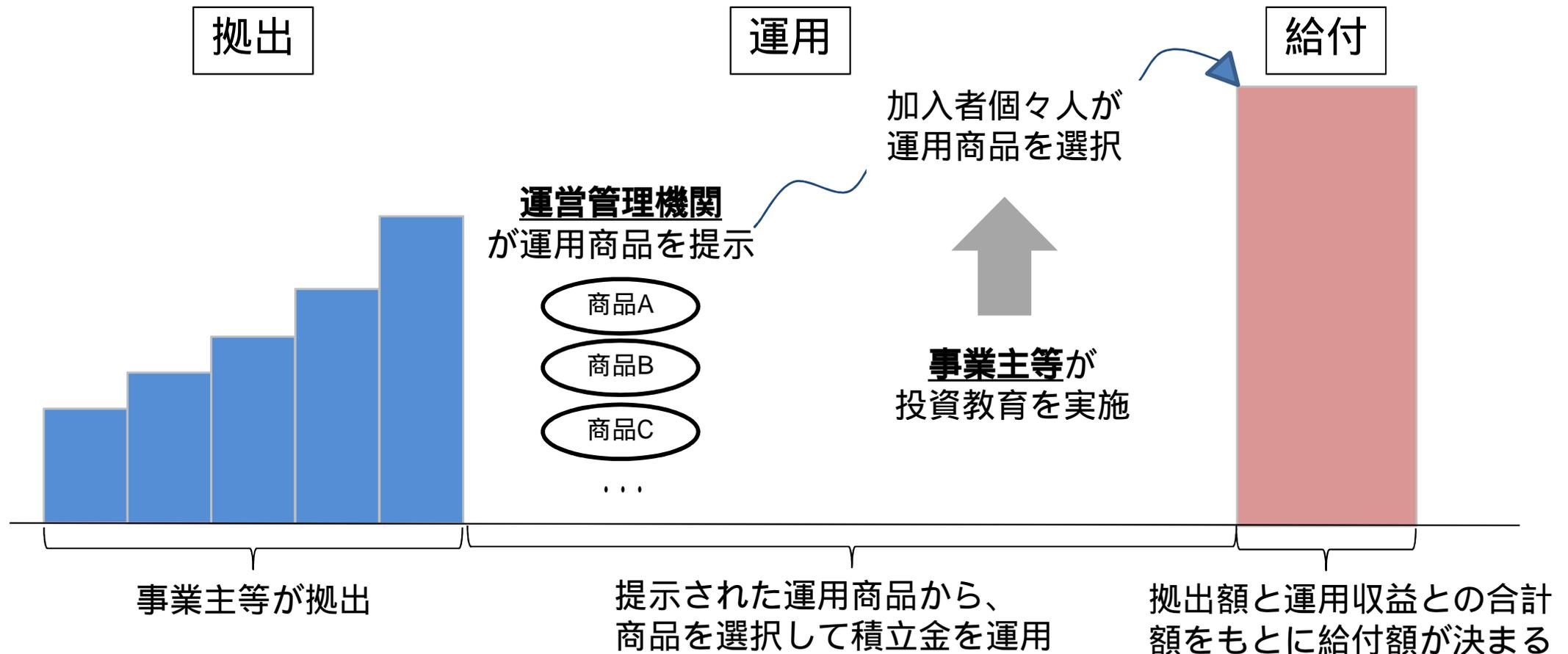
DCにおける運用の基本的枠組み【現状】

DC制度は、事業主等が拠出した掛金を個々の加入者が株式や債券といった運用商品を選択した上で運用し、その運用結果に基づく年金を老後に受け取る制度。

老後までの間の運用が将来給付を左右するため、個々人の運用商品の選択が重要。

DC法では、加入者の運用商品の選択に資するよう、事業主によるいわゆる「投資教育」の提供や最低でも3つ以上の商品の提示義務等を規定。

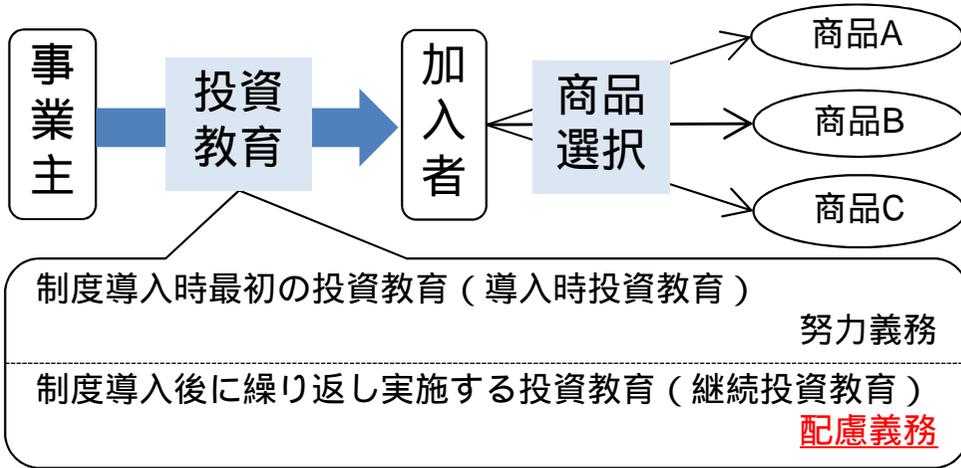
< DCの仕組み >



DCの運用の改善

DCの運用については、DCの運用自体を困難に感じている者がいる等の状況。
 加入者の投資知識等の向上を図るとともに、運用商品提供数の抑制等の措置を講ずることにより、運用商品をより選択しやすい環境を整備。

< 投資教育 >



加入者の投資知識等の向上

投資教育実施率（2014年度）

導入時 概ね100%

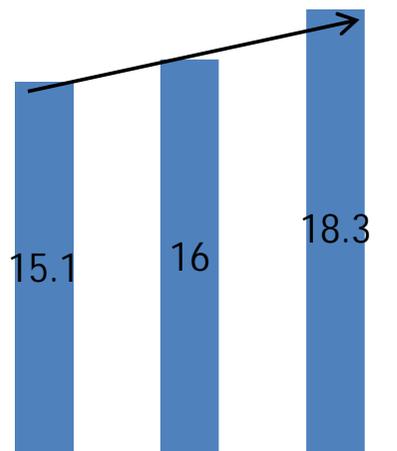
継続 57.8%

投資知識を継続的に得る機会に乏しい加入者が一定数存在。

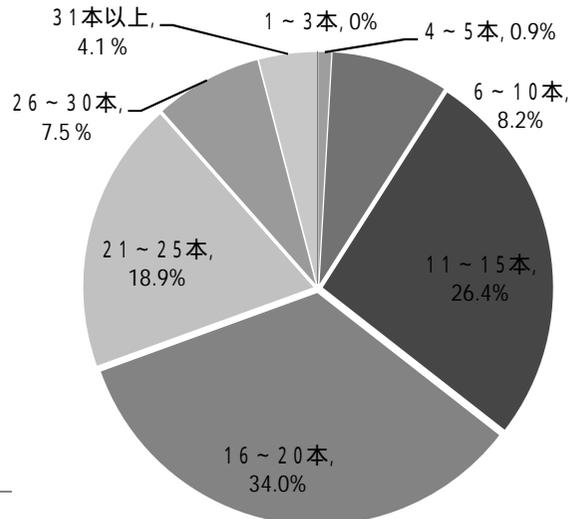
継続投資教育の努力義務化

現行、配慮義務となっている継続投資教育について努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促す。

< 商品提供数の状況 > 平均提供数



半数以上の企業では商品提供数が16本以上



運用商品提供数の抑制

- 運用商品提供数は増加傾向にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い商品選択を行うことができる程度に商品選択肢を抑える必要。
- 現行では、運用商品を除外する際は商品選択者全員の同意が必要で、商品の入れ替えが事実上極めて困難。

商品提供数の抑制

商品提供数について一定の制限を設けることにより運用商品の厳選を促す。

具体的な数は政令で定める。
 施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする。

商品除外規定の整備

商品除外要件を商品選択者の一定割合（3分の2）以上の同意とする。

施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前通り全員の同意の取得を要するものとする。

DCの運用の改善

現行の①少なくとも三つ以上の運用商品の提供義務、②一つ以上の元本確保型商品の提供義務について、分散投資を促すため、リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供義務に一本化。

また、選択の失念等により運用商品を選択しない者が一定数いることを踏まえ、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」に係る規定を整備。

< 多様な商品の提示を促進するための措置 >

- ・ DC運用では分散投資を推奨。
- ・ DBとDC（企業型）の運用資産構成を比較すると、DCでは運用資産に偏りが存在。
- ・ 加入者が分散投資を選択できる環境を確保する必要。

運用資産構成における国内外の株式・債券比率	
DB 70.6%	DC（企業型） 27.6% 元本確保商品は約60%

現行



改正後

少なくとも三つ以上の運用商品の提供

一つ以上の元本確保型商品の提供

リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供

元本確保型商品については、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更。

< 指定運用方法の仕組み >

指定運用方法の概要

指定運用方法の設定は運営管理機関・事業主（以下「運管等」）の任意。

運管等は、あらかじめ運用商品の中から一の商品を指定運用方法として指定し、加入者に加入時に指定運用方法の内容を周知。

加入者が商品選択を行わない場合、運管等は加入者に商品選択を行うよう通知。

通知してもなお商品選択を行わず一定期間経過した場合、自動的に指定運用方法を購入

加入者は、自ら望む場合は指定運用方法の購入前・購入後にかかわらずいつでも別の商品に変更可能。

指定運用方法について、長期的な運用に資するため、複数商品を組み合わせる等によりリスクが分散された運用方法の指定を事業主に促すため、法令において一定の基準を設定。

施行日前に納付した掛金については対象外。

運用商品提供に係る主要論点の考え方の整理

「掛金」には、掛金を元本として生じる運用益も含む。

	施行日前の掛金 (現行制度を維持)	施行日から5年以内 の掛金 (激変緩和期間)	施行日から5年 経過後の掛金 (新制度に完全移行)
商品提供数の上限	×	施行日時点の商品提供数の範囲内	政令で定める数
商品選択時の 指定運用方法の 適用	×		
商品除外	×	3分の2同意 ^(注1, 2)	

(注1) 同意数の緩和とともに、除外の手続について以下の規定を追加。

- ・ 除外対象商品を運用する者の個人情報について、運営管理機関間でやりとりが可能である旨を明確化。
- ・ 同意の対象者は加入者等の氏名・住所等が把握できている者に限る旨の規定。
- ・ 通知から一定期間までに同意・不同意の意思表示をしない者については、同意をしたものとみなす旨の規定。

(注2) 施行日前から提示している商品について、3分の2の同意を取得した場合は閉鎖型となる。

その他の措置

現行制度の改善事項として、企業年金の手続簡素化や、個人型DCの加入可能範囲の拡大に伴い国民年金基金連合会が行う業務に「啓発活動及び広報活動を行う事業」を追加する等の措置を講ずる。

項目	措置の内容
DBからDCに資産を移換する際の同意要件の緩和	DBの一部をDCに移行する際の要件の1つとして「DCに移行しない者の1/2の同意」を得ることが課されている。 事務負担や迅速な移行等に鑑み、移行元のDBの掛金が増加しない場合、DCに移行しない者のみからなる事業所について、当該同意を不要とするよう措置。
DBの実施事業所の増減に係る手続の見直し	DBが、その実施事業所を増減させようとする場合には、当該増減させようとする事業所の事業主及び労働組合の同意を得なければならない。 DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認を得ることで当該事業所の同意なしでDBから脱退させることができるよう、手続を見直し。
運営管理機関の委託に係る事業主の努力義務	事業主は、運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託することができる。 運営管理機関間の競争を促し、加入者の利益を確保するため、委託する運営管理機関を5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じてこれを変更すること等を努力義務とすることを措置。
企業年金連合会への投資教育の委託	中小企業にとって、投資教育の企画立案や説明会等の開催に負担感がある。 事業主は、DCの投資教育について、知見のある企業年金連合会への委託により実施することを可能とする。
国民年金基金連合会への広報業務の追加	個人型DCの加入可能範囲の拡大に伴い、国民に対する個人型DC等の周知・広報の強化のため、個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会（以下「国基連」）が行う業務に「個人型DCの啓発活動及び広報活動を行う事業」を追加。
国民年金基金制度の運営改善	国民年金基金制度の運営の改善等を図るため、国民年金基金の合併及び分割規定の整備、国基連の評議員の選任要件の変更、国基連の指導業務の法定化等の措置を講ずる。

4 . 普及に向けた取り組みについて

個人型確定拠出年金の愛称等の決定

個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、このたび愛称を決定（9月16日）

(イデコ)
「iDeCo」

英語表記の individual-type **De**fin**e**d **Co**ntribution pension planから親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

愛称選定委員会委員

新井 聡 氏

運営管理機関連絡協議会会長会社（野村證券株式会社 常務）

井戸 美枝 氏

井戸美枝事務所 代表

杉山 愛 氏

スポーツコメンテーター（元プロテニスプレーヤー）

藤沢 久美 氏

シンクタンク・ソフィアバンク 代表

山崎 泰彦 氏

神奈川県立保健福祉大学名誉教授



個人型確定拠出年金の愛称決定に関する記者発表会での様子
（左は橋本厚生労働副大臣、右は杉山愛氏）

個人型確定拠出年金の愛称募集を、8月1日から8月21日に実施。
応募総数4,351件の中から、愛称選定委員会により選定され、9月16日に
「確定拠出年金普及・推進協議会」で決定。

ロゴマークについても決定（11月1日公表）

iDeCo

確定拠出年金普及・推進協議会

設置の目的

平成28年5月24日に確定拠出年金法の改正法が成立、6月3日に公布された。ライフスタイルや働き方の多様化の中で、生涯を通じて切れ目なく老後所得を充実するための努力ができるよう、個人型確定拠出年金制度(以下、iDeCoという。)は、公的年金の上乗せ部分として、来年1月から基本的にすべての国民が加入対象者となる。今般の制度改正を機会に、iDeCoが、国民に広く認知されるとともに、その仕組みや特性等が正確に理解されることが、制度の普及促進にとって重要である。

このため、実施主体である国民年金基金連合会と制度の担い手である金融機関が連携し、制度改正の円滑な実施を含め、広報啓発を通じたiDeCoの普及および制度の利便性向上のための加入手続き簡素化等の事務改善の推進を目的に確定拠出年金普及・推進協議会を設置する。

主な検討事項

- 以下の取り組みによる個人iDeCoの普及
- ・ 個人型DC制度の愛称等の決定と、各種媒体を通じた情報発信等による制度認知度の向上と制度利用促進に向けた諸施策の検討
- ・ 事務手続きの簡素化等、制度の利便性の向上

委員等の構成

【委員】

一般社団法人 信託協会	会長	池谷 幹男	一般社団法人 生命保険協会	会長	根岸 秋男
一般社団法人 全国銀行協会	会長	國部 毅	一般社団法人 全国信用金庫協会	会長	佐藤 浩二
一般社団法人 全国信用組合中央協会	会長	渡邊 武	一般社団法人 全国地方銀行協会	会長	中西 勝則
一般社団法人 第二地方銀行協会	会長	石井 純二	一般社団法人 投資信託協会	会長	白川 真
一般社団法人 日本損害保険協会	会長	北沢 利文	日本証券業協会	会長	稲野 和利
労働金庫連合会	理事長	中江 公人	国民年金基金連合会	理事長	永原 義之

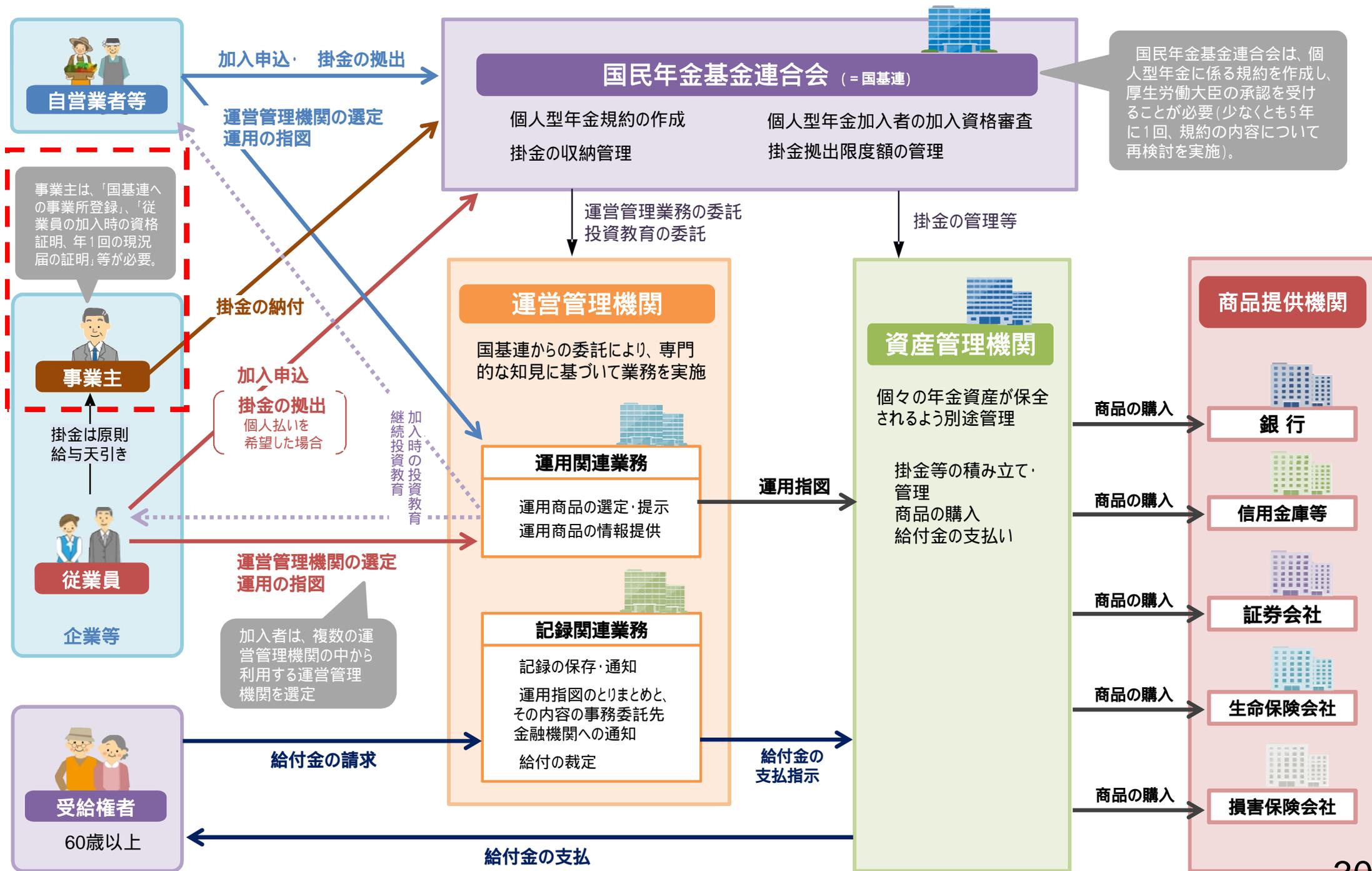
【オブザーバー】 厚生労働省 金融庁 【事務局】 国民年金基金連合会 運営管理機関連絡協議会

当面のスケジュール

第1回 7月26日 第2回 9月16日

5 . 共済加入者の加入について

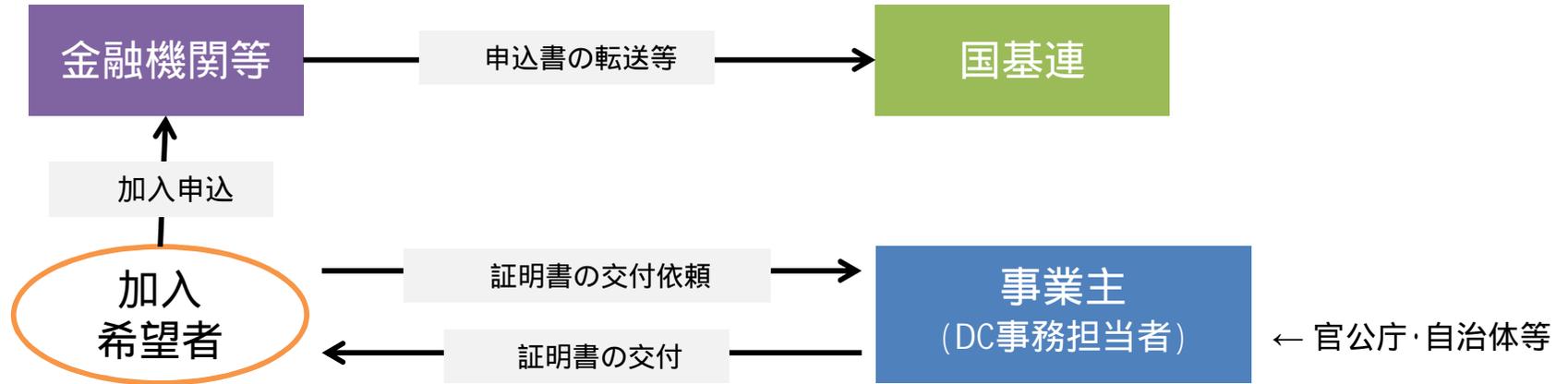
確定拠出年金制度（個人型）のイメージ図



公務員における資格確認スキームのイメージ（案）

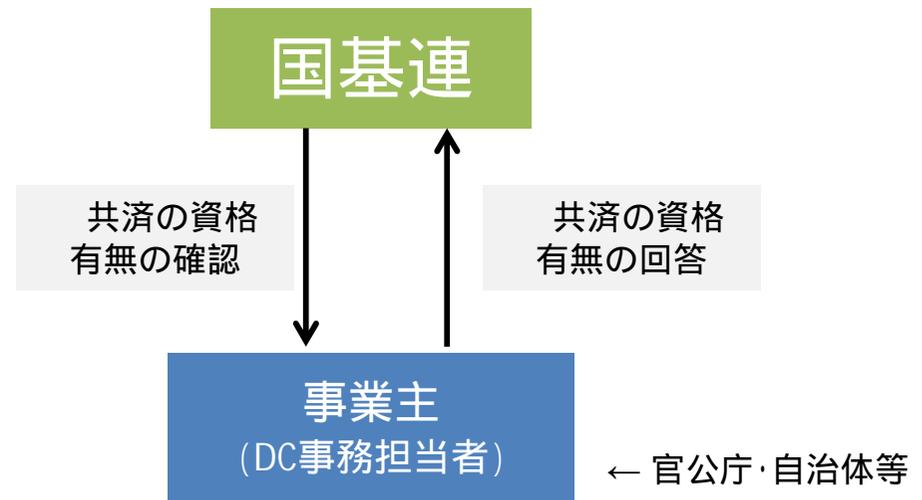
< 加入申込時（案） >

・加入者が、DC事務担当者に加入申込書を提出し事業主の証明書を添付し、国基連に送付。



< 年一回の確認時（案） >

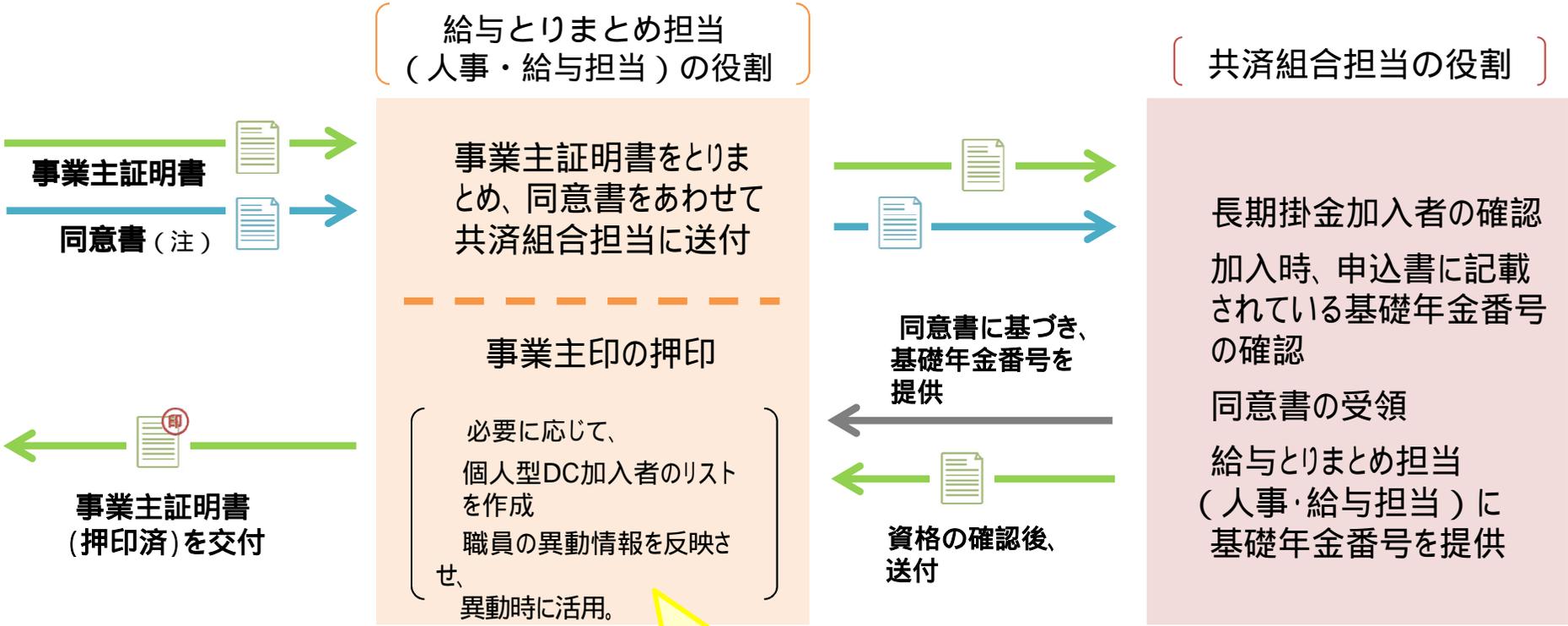
・国基連が、加入申込時に得た情報をもとに加入者の勤務先に照会。



事業主証明書と同意書等を給与とりまとめ担当（人事・給与担当）に提出



（申請者）



（注）共済組合の保有する基礎年金番号等の情報について、個人型DCに関する事務の範囲内において、関係者に提供することへの同意書。

誰が個人型DCに加入しているかの情報やその者の基礎年金番号をリスト化

（ ）申請者に年金手帳のコピー等の提出を求めることにより、給与とりまとめ担当（人事・給与担当）において、長期掛金加入者の資格や基礎年金番号等が確認できる場合については、必ずしも共済組合担当による確認を要しない。

給与とりまとめ担当（人事・給与担当）が作成する「個人型DC加入者のリスト」のイメージ

職員番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	現所属	新所属

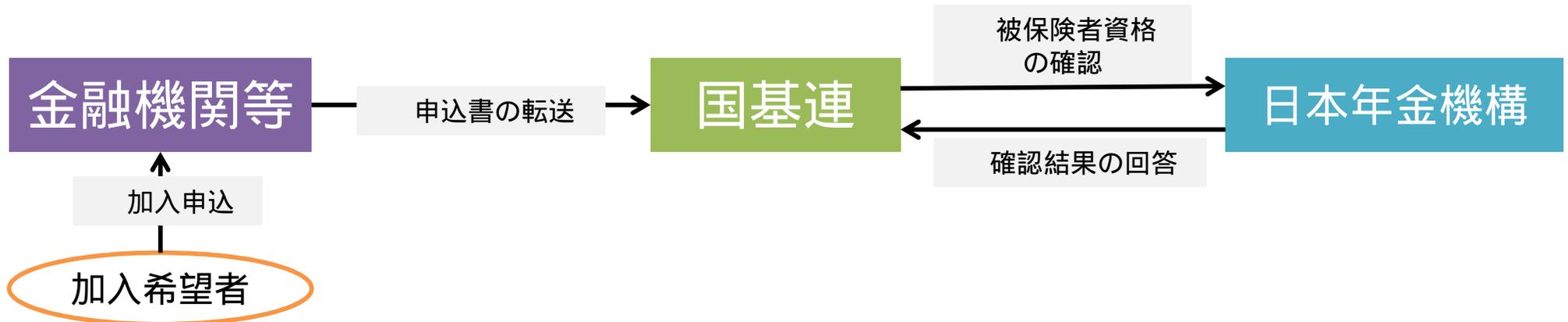
普段は空欄で、異動時に異動先を記入

このリストは異動時に改訂

(参考) 現行の資格等の確認スキーム

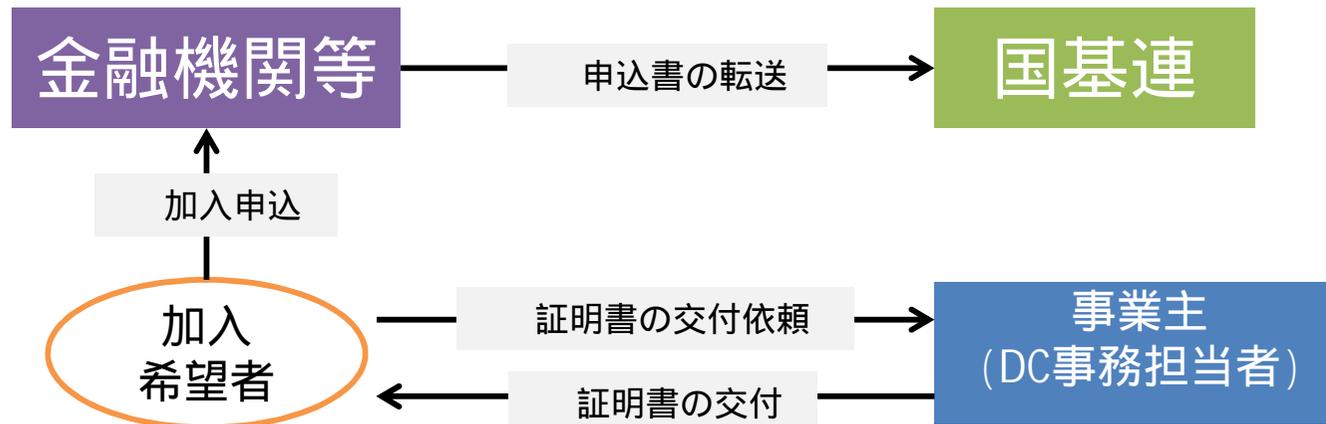
< 加入申込時の流れ (第1号被保険者の場合) >

- 加入者が、事務委託先金融機関に加入申込書を提出し、金融機関が申込を受理して国基連に転送した後、国基連が日本年金機構に加入者資格の有無を確認する。



< 加入申込時の流れ (第2号被保険者の場合) >

- 加入希望者が証明書の交付を加入申込時に得た情報をもとに加入者の勤務先に照会。

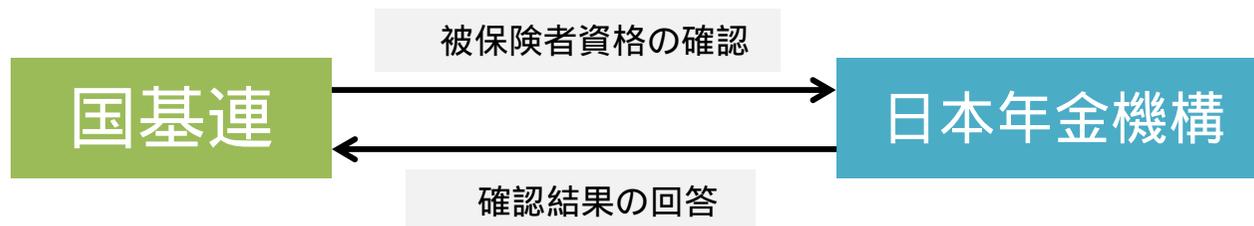


(参考) 加入後の資格等の確認スキーム

< 加入後の定期的な資格確認の流れ (第1号被保険者の場合) >

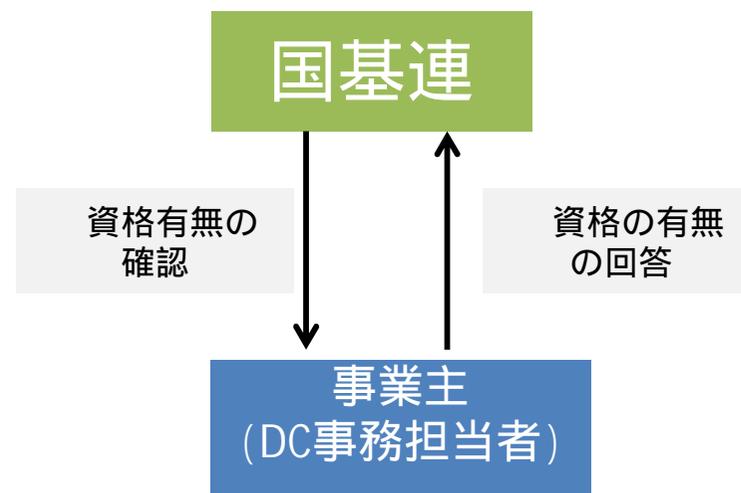
毎年2月末に納付状況を確認。資格の確認は毎月確認。

- ・国基連が日本年金機構に加入者資格の有無を確認する。



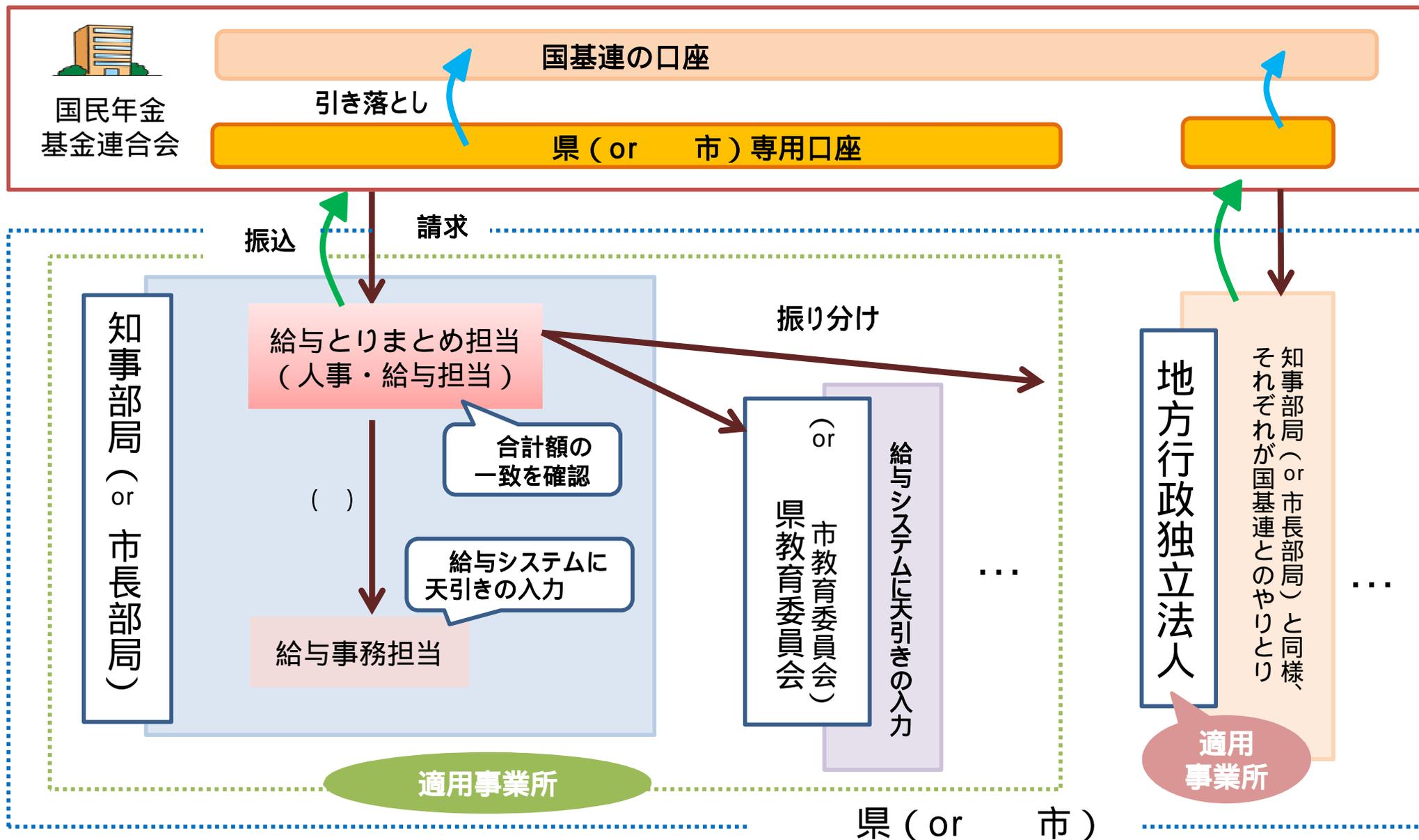
< 加入後の定期的な資格確認 (年一回) の流れ (第2号被保険者の場合) >

- ・国基連が、加入申込時に得た情報をもとに加入者の勤務先に照会。



県や 市での個人型DCに係る掛金の天引きに関する事務フローの例 (イメージ)

知事部局（又は市長部局）が、 県教育委員会（又は 市教育委員会）等を束ねる場合の例（イメージ）。
 適用事業所を分けないため、知事部局（又は市長部局）から 県教育委員会（ 市教育委員会）等へ異動する場合に加入者登録事業所変更届を提出することを要しない。

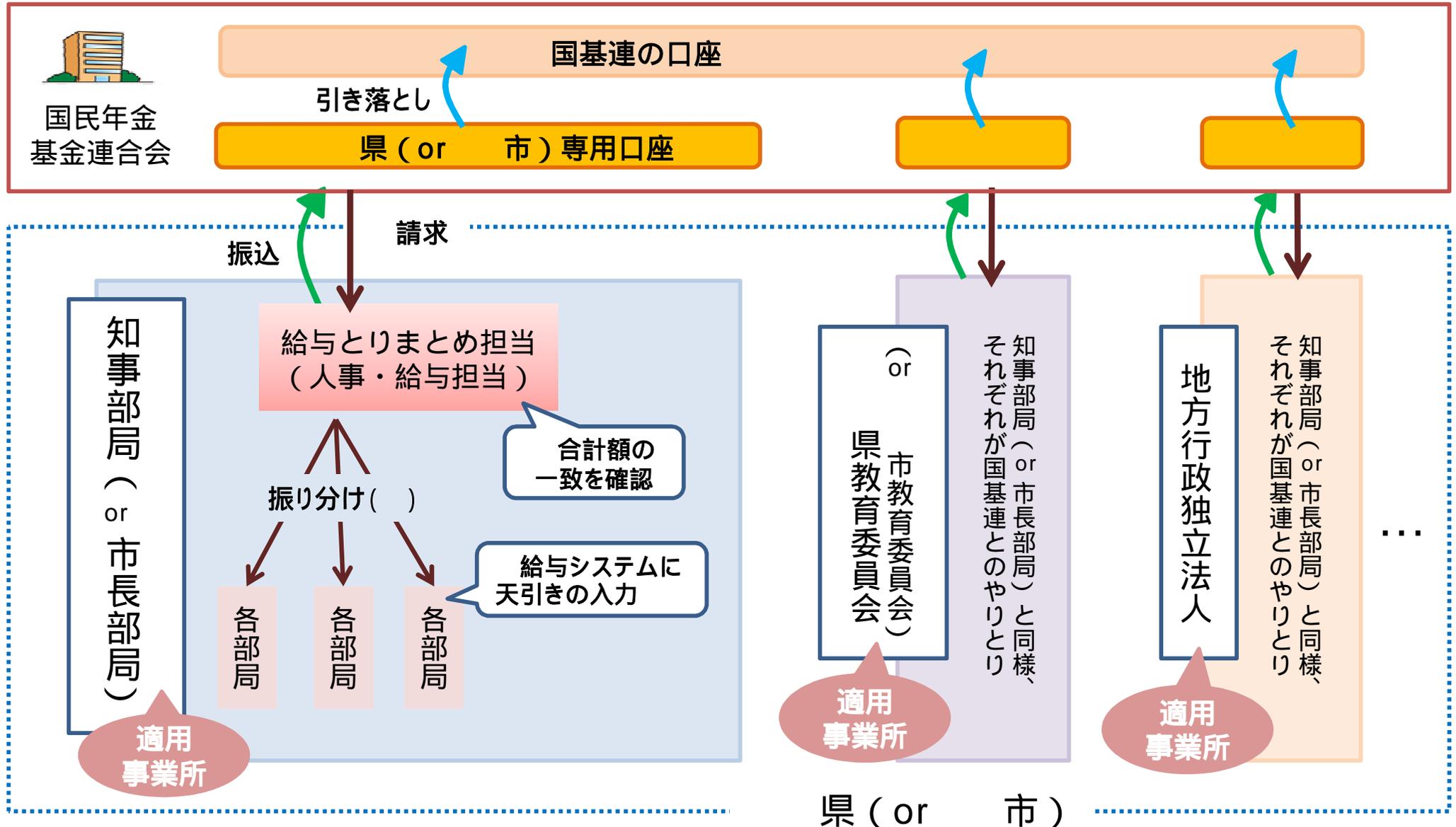


給与事務担当で一括してではなく、各部局等に振り分けて事務を行う場合もありえる。

県や 市での個人型DCに係る掛金の天引きに関する事務フローの例 (イメージ)

知事部局 (又は市長部局)、 県教育委員会 (又は 市教育委員会) 等のそれぞれを適用事業所として設定する場合の例 (イメージ)。

適用事業所を分けることとなるため、知事部局 (又は市長部局) から 県教育委員会 (市教育委員会) 等へ異動する場合、国基連に加入者登録事業所変更届を提出することが必要。



振り分けをせず、給与事務担当で一括して事務を行う場合もありえる。

6 . DCの運用について

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会(仮称)」の設置について

1. 設置の趣旨

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第66号)が成立し、個人型確定拠出年金に原則全ての国民が加入することができるようになるなど、確定拠出年金制度は、公的年金制度と相まって国民の高齢期の所得確保に係る自主的な努力を支援する制度としてその重要性を増している。

この点も踏まえ、法律の施行に当たっては、確定拠出年金制度の運用について、より専門的な見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金制度の運用に関する専門委員会(仮称)」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

委員会の委員長又は委員については、以下のように選定する。

委員長…部会委員の中から部会長の指名する者

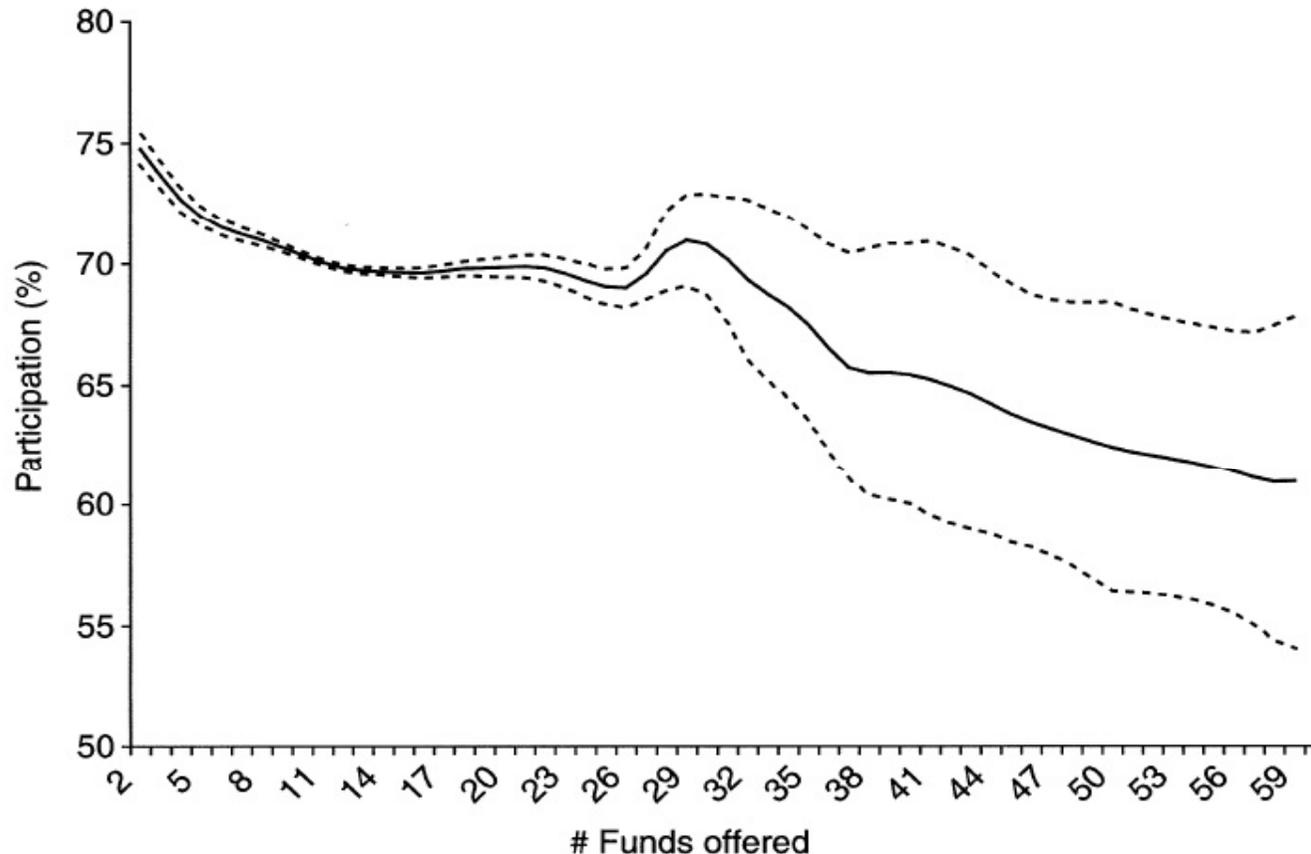
委員…確定拠出年金制度や金融に精通する有識者、専門職等
労使の協力も得て人選

3. 主な検討事項

- (1) 確定拠出年金の指定運用方法の選定基準
- (2) 運営管理機関が提示する運用の方法の上限数
- (3) その他

商品提供数の加入率への影響 (米401kの事例)

401(k)に関する研究では、運用商品の増加が、従業員の加入率の低下に繋がることが指摘されており、特に一定数を超えて提供されている場合にこの傾向は顕著。



点線部分は95%信頼区間。

上図は、一定の仮定を置いた上で、提供商品数が増加した場合の401kへの従業員加入率の低下度合いを表している。多くのプランは10から30の商品を提供しているが、10商品未満のプランは有意により高い従業員の加入率を示している。30から60の商品を提供しているプランはほとんどないものの、顕著な傾向として、提供数が増えるほど加入率の低下が深刻になる。(中略)従業員が「選択しないことを選択する」といった、選択の過重負担の危機に対処する一つの方法は、従業員の選択の自由を尊重しつつも、個人の行動に影響を与える制度的な努力を行うという考え方(近年では「リバタリアン・パターナリズム」と呼ばれる)から改善を行うことである。

商品提供数の加入者の選択への影響 (米401kの事例)

401(k)に関する研究では、運用商品数が増加するほど商品の特性が考慮されにくくなり、結果的に従業員にとって不利な商品選択を行っている可能性が指摘されている。

しかし、実際に加入していた人たちについてはどうなのだろう？かれらは投資に詳しく、自信があり、選択肢の多さがもたらすメリットを十分活かすことができたのだろうか？（中略）加入者が選択したファンドを調べたところ、そうでないことがわかった。

選択肢の増加は、結果的に不利な選択を促していたのだ。これらの401kプランは株式の占める割合が最も高く、しかも選択できるファンドの数が多いプランほど、株式の配分が高い傾向にあった。したがって、普通に考えれば、たとえファンドをランダムに選んだとしても、選択肢が多いプランほど、株式の配分は高くなるはずだった。

しかし、実際には正反対のことが起こっていた。プランで選択可能なファンド数が10本増えるごとに、株式にまったく投資しない人の割合が2.87%増え、しかもそれ以外の人たちの株式組み入れ比率も3.28%低下し、代わりに債権や公社債投資信託（MMF）の比重が高まったのである。

（中略）過去25年間の平均投資収益率を見ると、株式は確実に債券とMMFを上回るリターンをあげており、特にMMFは物価上昇率にも追いつかず、インフレでは目減りするおそれさえある。それなのにわたしたちの調査では、本来大きなリスクをとる余裕があるはずの、10代後半から20代前半の加入者にさえ、プランのファンド数が増えるほど株式の配分が低くなる傾向が見られた。

これは憶測だが、全部のファンドを検討するのがあまりにも煩雑だったため、最も大きな分類である株式を頭の隅に追いやることで、選択肢の数を減らそうとしたのではないだろうか。だがそうすることで、かれらは将来の経済的安泰を、自ら危うくしたのかもしれないのだ。

（出所）S.S.Iyengar (2010), "THE ART OF CHOOSING" (邦題『選択の科学』、櫻井祐子訳、文藝春秋)

諸外国のDCにおける商品提供数の制限

諸外国では、加入者への投資教育等といった手法に加えて、加入者の運用商品の選択をサポートする手法として、商品提供数の制限等の対策が講じられてきた。

例えばイギリスでは、リタイアメントデートファンド等、対象となる層のニーズ等を踏まえた特性の異なる6種類の商品を用意している。

国名	商品提供数	制度名
イギリス	6	N E S T
チリ	5	A F P
ハンガリー	5	(voluntary pension plan)
エストニア	3	(voluntary funded pension plan)

N E S T (National Employment Savings Trust) . . . イギリスの確定拠出型の私的年金

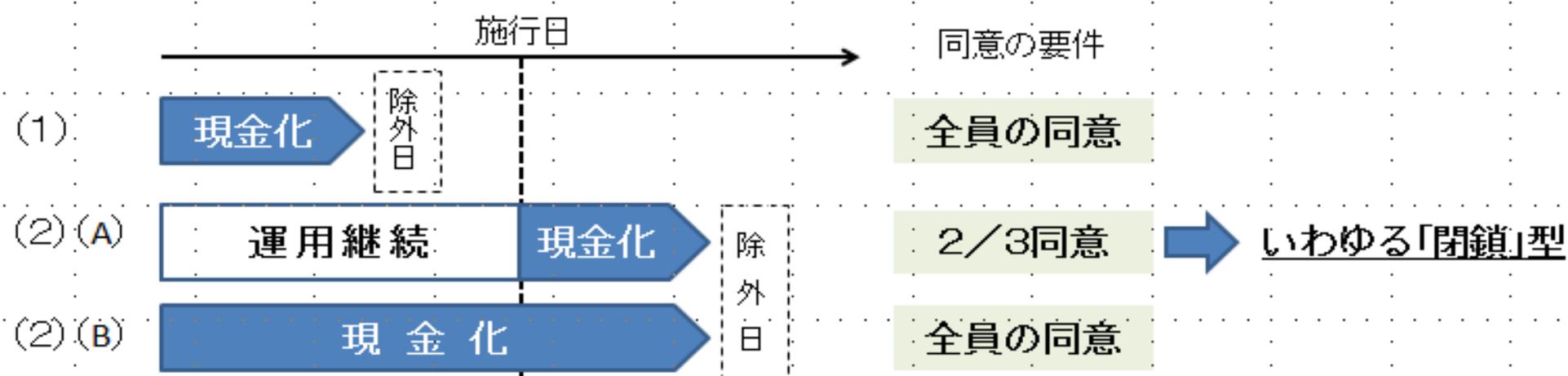
A F P (Administradoras defondos de pensiones) . . . チリの確定拠出型の公的年金

(出所) Edina Rozinka, Waldo Tapia (2007) "Survey of Investment Choice by Pension Fund Members", OECD Working Papers on Insurance and Private Pensions No.7 をもとに厚生労働省で情報を追加して作成

確定拠出年金法改正案における商品除外の要件

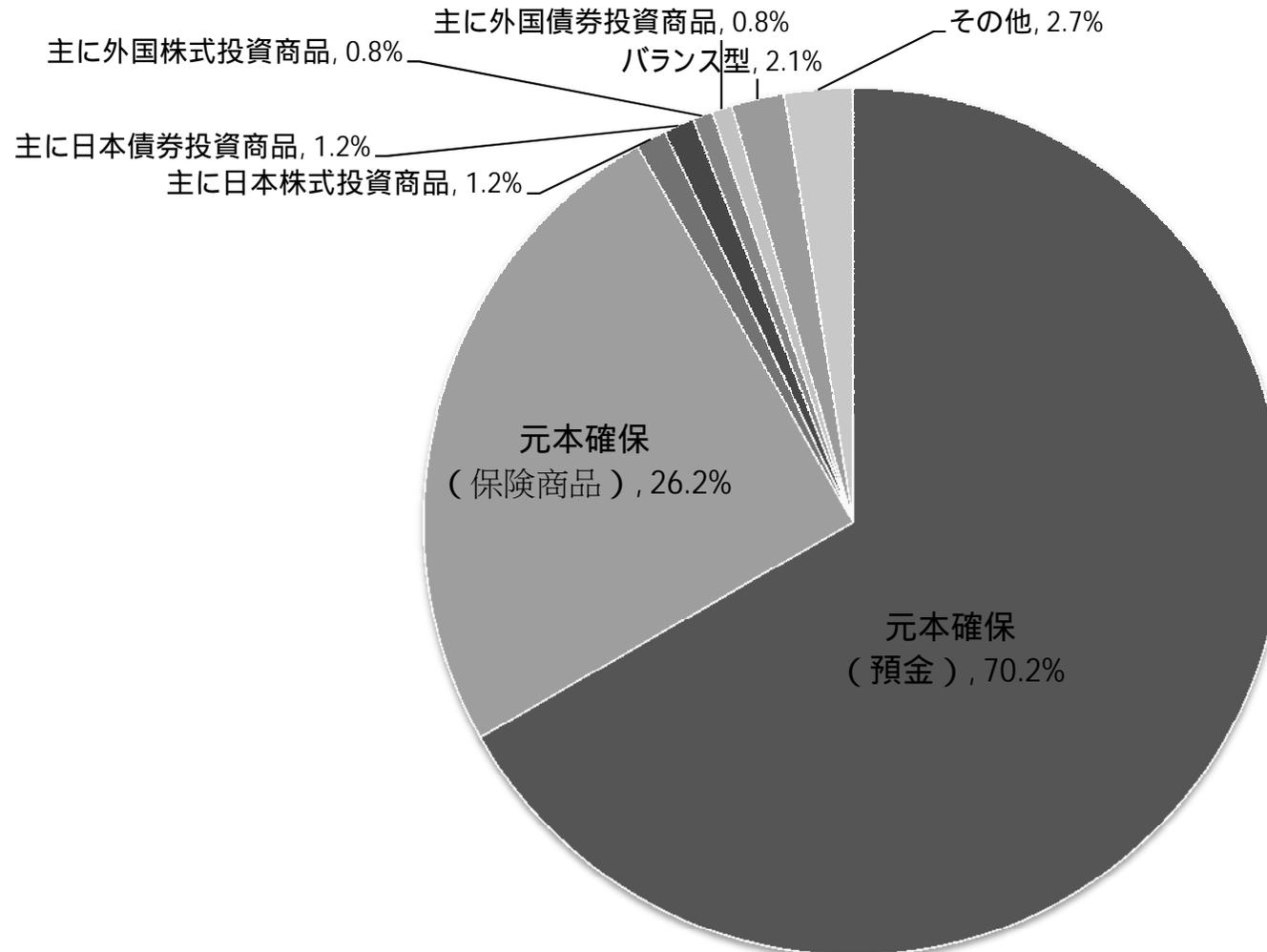
(1)	商品除外日が 施行日より前 の場合	○ 商品を選択している加入者等の 全員の同意 が必要。(現行通り)
(2)	商品除外日が 施行日より後 の場合	(A) <u>商品を選択している加入者等の3分の2の同意を得た場合</u> ○ 施行日後掛金に係る部分についてのみ除外(現金化)し、除外日以降は提示商品から外れる。 ○ 施行日前掛金に係る部分については、加入者等による運用指図が無い限り運用を継続しなければならない。(いわゆる「閉鎖」型)。
		(B) <u>商品を選択している加入者等の全員の同意を得た場合</u> ○ 全ての掛金分について除外(現金化)し、除外日以降は提示商品から外れる。

(注) 上記のいずれの場合であっても、商品が除外された場合は提示商品から外れることにより、商品上限数のカウント対象外となる。



デフォルト商品として設定されている商品(現行)

デフォルト商品を設定している企業では、預貯金等の元本確保型商品を設定する企業が96%以上。



(出所)企業年金連合会『2013年度確定拠出年金制度に関する実態調査(第4回)報告書』

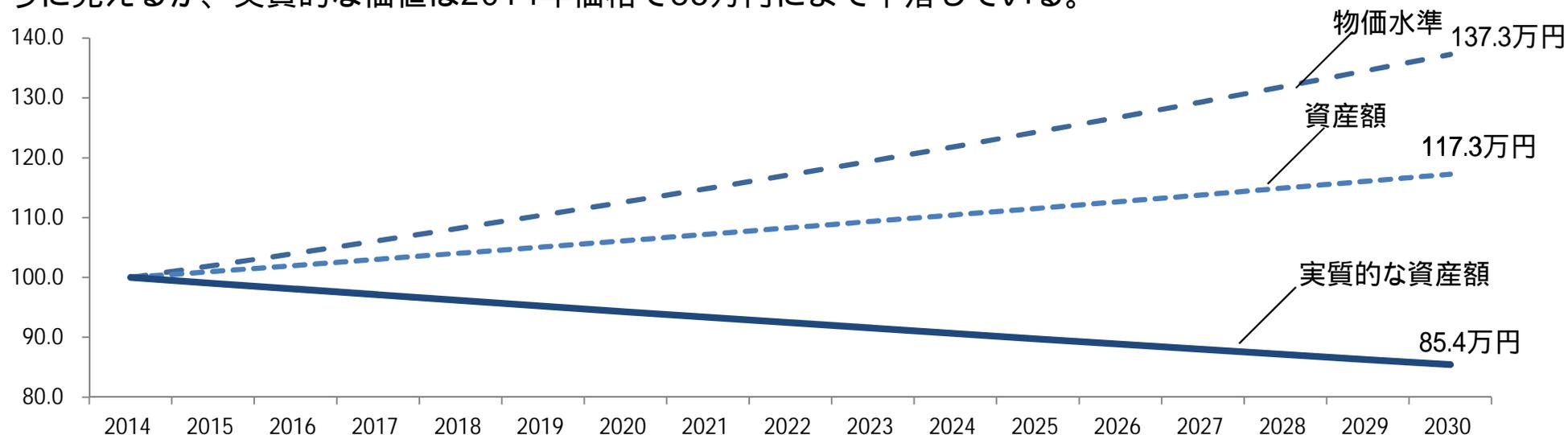
理由としては、安全資産だからという理由もあるものの、一番の理由として上げられるのが運営管理機関からの提案に沿ったということがいわれている。事業主としては専門機関である運営管理機関からの提案をそのままデフォルト商品の設定に反映させている例が多い。

長期的観点における運用の重要性

長期的な運用が行われる年金資産について、利回りが物価上昇率を下回った場合、実質的な価値が目減りすることとなるため、物価上昇率を上回る利回りを確保することが極めて重要。

DCでは、加入者の投資選択のための環境整備として、デフォルト商品による運用方法の設計が極めて重要。

物価上昇率2%、運用利回り1%で100万円を2030年まで運用したとすると、資産額は117万円まで増えたように見えるが、実質的な価値は2014年価格で85万円にまで下落している。



NESTの投資目標は、市場と同程度のパフォーマンスをあげるのではなく、インフレを上回る利回りを確保することだ。加入者は、年金資産を確保するため、実質的に資産を増やしていかなければならない。NESTでは、加入者が資産価値の恒常的又は突発的な下落による損失に遅れをとらないよう、又、手数料を回収できるだけの利回りを確保できるようにしていく。これが、まさに加入者がNESTに期待していることであり、我々の行動の指針である。

(出所) 『NEST"Looking after members' money"』 (厚労省訳作成)

OECDのDCロードマップにおけるDCの投資方針

- ・ OECDは、DCの運用資産選択について、適切なデフォルト投資方針を確立するとともに、②市場リスクを軽減しつつ、長期の年金運用に資するものとして、ライフサイクル型の投資方針をデフォルト手段とすることを検討すべきとしている。

< OECD : DCのより良い制度設計のためのロードマップ >

1 .	拠出時と給付時、年金システム全体との整合性の確保
2 .	加入者の拡大、長期にわたる掛金の拠出の奨励
3 .	(DCへの参加と拠出が任意である場合) 引退後に向けた貯蓄インセンティブの改善努力
4 .	低コストな引退後貯蓄商品を奨励する。
5 .	異なるリスク特性や投資期間をもつ投資の選択肢の提供、適切なデフォルト投資方針の確立
6 .	非常に悪い投資結果から退職間際の人々を保護するため、ライフサイクル投資方針をデフォルト手段とすることを検討。
7 .	長生きのリスクに対応するための、給付時における終身年金化の働きかけ
8 .	市場での終身年金商品の提供や効率的な競争の促進
9 .	長生きリスクに対応するための適切な情報、リスクヘッジのための手段の構築
10 .	効率的なコミュニケーションの確保、金融リテラシーや意識の欠如への対処策の実施

異なるリスク特性や投資期間をもつ投資の選択肢の提供、適切なデフォルト投資方針の確立

- ・ 多くの加入者が投資先を選択できないまたは 選択した がないであろうことから、行動経済学の教訓に基づき、デフォルトの選択肢を注意深く設計する必要がある。
- ・ 一方、加入者が希望する場合には、加入者のリスク特性及びリスク許容度並びに加入者それぞれで異なる年金全体の構図に応じた最適な投資戦略を選択することを可能にすべき。

②非常に悪い投資結果から退職間際の人々を保護するため、ライフサイクル投資方針をデフォルトとすることを検討。

- ・ ライフサイクル投資方針は、加入者が歳を取る中で年金資産残高に対する市場リスクの影響を低減させる。
- ・ そのような制度の設計は経済理論的根拠及びリスクへの態度と整合的であり、それゆえデフォルトの投資戦略として望ましい。

(参考)英国NEST制度に係る運用商品の提供方法

- ・2012年にスタートした中小企業従業員向けDCの英国NEST制度では、運用商品は6つに抑えられており、そのうち1つがデフォルト商品として設定されている。
- ・このデフォルト商品としては、ライフサイクル型のリタイアメントデートファンドが設定されており、9割以上の加入者が選択。

【英国NEST (National Employment Savings Trust)】

2012年に自動加入制度の受皿の一つとしてスタートした全事業主(主に中小企業を想定)を対象としたDC制度。

政府出資のNESTコーポレーションが運営を行い、事業主・加入者はNESTコーポに掛金を拠出。加入者はNESTコーポが用意した運用商品を購入して運用。

【NESTコーポレーションが提供する運用商品】

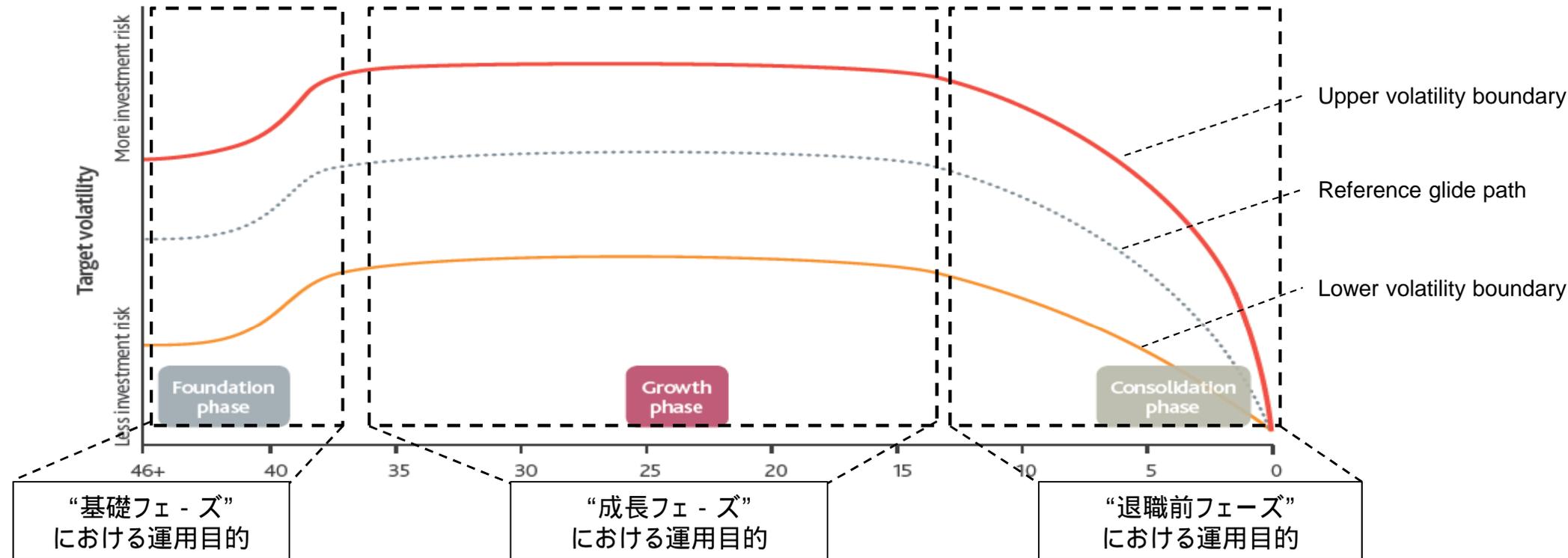
リタイアメントデート ファンド	退職時期をターゲットとして運用を保守化しているライフサイクル型ファンド。 詳細は次ページ参照
倫理ファンド	人権やフェアトレードに配慮したファンド
シャリアファンド	宗教的教義シャリアに則った投資を行うファンド
ハイリスクファンド	よりハイリスクハイリターンを目指すファンド
低成長ファンド	より安定性を重視するファンド
退職前ファンド	退職期日が迫っている加入者向けファンド。



デフォルト
商品

ライフサイクル型のDCファンドについて(英NESTの事例)

NESTにおけるデフォルトファンドである“Retirement Date Funds”は、DCに加入してから退職するまでのライフサイクルの場面ごとに運用商品のリスクを変化させることで、リスクを一定程度抑えつつインフレ率を上回る収益を確保することを目標としている。



“基礎フェーズ”における運用目的

- >インフレ率と同程度の収益率を維持し、資産の価値を維持。
- >長期価格変動幅の目標を平均7%程度に設定
- >資産価値の暴落のリスクを極力回避する。
- >経済と市場の動向を踏まえて、適時適切なリスクをとる。

“成長フェーズ”における運用目的

- >インフレ率より3%以上高く、手数料を全てまかなえるような目標収益率を設定。
- >運用資産の長期価格変動幅の目標を平均10%-12%程度に設定。
- >できる限り多様な運用を行う。
- >資産の実質価値をしっかりと高めていくことが目的。
- >資産価値の暴落のリスクを回避しつつ、適切な時に十分なリスクをとることで、老後資産の最大化を図る。

“退職前フェーズ”における運用目的

- >収益性を重視した資産構成から、年金化できる、又は現金化しやすい資産構成に徐々に移行する。
- >運用資産の長期価格変動幅を徐々に縮小させる。
- >目標収益を上回らない程度に資産構成の見直しを続ける。
- >資産価格の暴落のリスクをさらに回避する。

(参考)米国401(k)における適格デフォルト商品

- ・2006年の年金保護法において措置された適格デフォルト商品については、米国労働省によってその内容の要件定義が行われ、ターゲットデートファンドなどのライフサイクル型ファンドを中心として分散投資効果が期待できるような商品タイプが設定された。
- ・なお、元本維持商品についてはデフォルト商品として設定するのは不適格として、適格デフォルト商品として適合するのは加入後の最初の120日間に限ることとされた。

QDIA概要

➤ 背景：2006年「年金保護法（PPA“Pension Protect Act”）」

- ・従業員の「自動加入」及び「拠出額の自動引上げ」導入による、“選択できない”加入者の受け皿を整備
- ・労働省による「デフォルト商品」の規則制定を明記
- ・上記の要件を満たした商品を選択した事業主は、加入者が損失を被った場合においても免責“セーフハーバー”

➤米国労働省による『QDIA』要件定義

商品タイプ	商品例	特徴
①加入者の年齢及び退職日を考慮した投資商品の組み合わせ	・ターゲットデートファンド ・ライフサイクルファンド	・加入者の年齢、退職日及び平均寿命をベースに設定 ・個々の投資家に合わせた商品設計がされているわけではない
②加入者の年齢及び退職日を考慮して既存の資産配分を管理する商品	・(専門的)マネージドアカウント	・インベストメントマネージャーによって管理 ・個々の加入者に合わせた株式や債券の配分を実施 ・年齢、退職日、平均寿命を考慮
③従業員の平均的な特徴を考慮した商品の組み合わせ	・バランス型ファンド	・株式と債券の組み合わせ ・加入者全体の特徴を考慮 ・個々の加入者のリスク許容度は考慮せず
④元本維持商品 (A cash preservation product)	・ステーブルバリューファンド	・元本維持商品(最初の120日限定) ・加入を拒否する加入者に関する事務を簡略化したい事業主に選択肢を提供